平成30年第4回宇治田原町議会定例会

目	次
\vdash	1/

330年12月10日)	0年12	平成 3	(平	2 日	○第
皇(第 2 号)13	第2号)	程	日	事	議
·般質問······15	質問	一船	1	程第	日和
. 松 本 健 治 議員15	松本	1.			
. 藤 本 英 樹 議員33	藤本	2.			
. 浅 田 晃 弘 議員38	浅 田	3.			
. 今 西 久美子 議員47	今 西	4.			
. 垣 内 秋 弘 議員58	垣 内	5.			
. 山 本 精 議員69	山本	6.			
. 馬 場 哉 議員74	馬場	7.			
. 原 田 周 一 議員80	原 田	8.			
と 案第79号 社会資本整備総合交付金事業 南北線道路工事(その2)	第79号	議第	2	程第	日利
請負契約の締結について86					

日程第3 議案第80号 宇治田原町新庁舎建設工事請負契約の締結について……86

τ.....86

日程第4 議案第81号 宇治田原中央公園調整池整備工事請負契約の締結につい

平成30年第4回宇治田原町議会定例会

議 事 日 程(第2号)

平成30年12月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1. 松 本 健 治 議員
- 2. 藤 本 英 樹 議員
- 3. 浅 田 晃 弘 議員
- 4. 今 西 久美子 議員
- 5. 垣 内 秋 弘 議員
- 6. 山 本 精 議員
- 7. 馬 場 哉 議員
- 議員 8. 原 田 周 一
- 議案第79号 社会資本整備総合交付金事業 南北線道路工事 (その2) 日程第2 請負契約の締結について
- 日程第3 議案第80号 宇治田原町新庁舎建設工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第81号 宇治田原中央公園調整池整備工事請負契約の締結について

議員

1. 出席議員

議	長	12番	谷	П		整	議員
副議長		1番	山	内	実責	量子	議員
		2番	山	本		精	議員
		3番	今	西	久美子		議員
		4番	垣	内	秋	弘	議員
		5番	田	中		修	議員
		6番	原	田	周	_	議員
		7番	馬	場		哉	議員
		8番	松	本	健	治	議員
		9番	谷	П	重	和	議員
		10番	浅	田	晃	弘	議員
		_					

11番 藤本英樹

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町					長	西	谷	信	夫	君
副	町				長	Щ	下	康	之	君
教	育				長	奥	村	博	已	君
総	Ž	膐	剖	3	長	奥	谷		明	君
健	康	福	祉	部	長	久 野	村	観	光	君
建	設	事	業	部	長	野	田	泰	生	君
まちづくり整備推進					進	Ħ	111		剛	君
担	当 部		長	黒	Ш		凹リ	石		
教	育 部		長	光	嶋		隆	君		
総	Ž	膐	誹	Į	長	清	水		清	君
企	画	財	政	課	長	矢	野	里	志	君
税	住	Ē	是	課	長	長谷	:][]	みど	ົ	君
介	護	医	療	課	長	廣	島	照	美	君
健	康	児	童	課	長	<u>1</u>	原	信	子	君
建	設	環	境	課	長	垣	内	清	文	君
プロ	ュジ	ェク	ト推	進調	果長	山	下	仁	司	君
産	業	観	光	課	長	木	原	浩	_	君
上	下	水	道	課	長	青	Щ	公	紀	君
会計	計管:	理者	兼会	計劃	展長	馬	場		浩	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

 事 務 局 長
 村 山 和 弘 君

 庶 務 係 長
 太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○議長(谷口 整) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長(谷口 整) 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。松本健治議員の一般質問を許します。松本議員。 ○8番(松本健治) 改めまして、おはようございます。

ちょうど2年前に、私、初めてこの議場に出席をさせていただきまして、一般質問を させていただきました。ちょうど1番くじをそのときも引かせていただきまして、2年ぶ りで12月定例会、一般質問をさせていただきます。

1点目は、平成31年度予算と重点施策について、2点目は、自然災害への対応につきまして、3点目は、新教育長の任命と教育行政の課題についてという、大きく分けまして3項目について質問させていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、予算編成と重点施策につきまして質問させていただきます。

平成30年度は、本町の輝かしい未来への足がかりとなる時期でもございます。西谷町長は新庁舎建設の「拠点づくり」をはじめ、山手線整備の「みちづくり」、そして人口減少対策と移住・定住対策推進の「未来づくり」を町政推進の「最重要三本柱」として果敢に各種事業に取り組んでこられました。

したがって、本町の財政は中長期的に厳しい運営が続くものの、「未来にはばたく宇 治田原創造予算」として、歳入歳出53億3,800万円という過去最大規模の積極的な 当初予算の計上がされたところであります。

そういった本町の町政運営にとって、まことに重要である続く平成31年度の予算の編成時期を迎えています。どのように予算編成していくのか、基本的な考え方、予算規模、概要、重点施策について、現時点で明らかにできる範囲において、お示しをいただきたいと思います。

- ○議長(谷口 整) 西谷町長。
- ○町長(西谷信夫) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、本日は平成30年第4回町議会定例会におきまして、

一般質問ということでご参集を賜り、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本日は、8名の議員各位からご質問をいただくこととなっております。ご質問が大変 多岐にわたっておりますが、できるだけ的確に、そして簡潔にご答弁を申し上げたいと存 じますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの松本議員のご質問についてご答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

平成31年度の予算と重点施策についてでございますが、私が2期目のご信託をいただくに当たり、お約束をさせていただきました最重要三本柱、都市計画道路宇治田原山手線の整備、役場新庁舎建設事業、人口減少対策と移住・定住対策につきましては、今、まさにこれからの事業が具体的に目に見える形で動き出している重要な時期でもあり、引き続き平成31年度においても、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした中、平成31年度は、役場新庁舎の建設、宇治田原山手線及び関連する幹線 道路の整備、都市公園の整備等、将来に向けたまちづくりの根幹となります大型事業を推 進する非常に重要な年になると考えておるところでございます。

これから、平成31年度予算編成作業を本格化させるに当たり、去る11月19日には予算編成方針を各課に通知したところですが、先ほどの町政における最重要の三本柱のみならず、平成31年度は第5次まちづくり総合計画の前期基本計画満了の年、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年を迎えることからも、これらの総仕上げとなる予算を編成してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、大型事業の実施等に伴い、非常に厳しい財政状況の中ではありますが、本町の輝く将来への投資と捉え、総合計画におけるまちの将来像である「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、住民の皆様の気持ちに立って、今、何が求められているのかニーズを的確に把握するとともに、住民に最も近い自治体としてどのように取り組むべきなのかを適切に判断し、各種施策に反映していく中で、平成31年度の予算編成に取り組んでまいる所存でございますので、引き続き、議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 松本議員。
- ○8番(松本健治) 次に、次年度は新庁舎建設などの大型事業が本格化していくという

ことでございますので、ますます厳しい財政状態となりますが、ありとあらゆる限りの施 策を講じていく必要があります。

入りが限られた中では、出るを制する施策、効率的な施策が必要となり、知恵の出しどころとなります。さらに生み出していく行財政改革による削減なども不可欠になるところで、今年度の予算段階では、事業の終了や統廃合、事業の精査見直し、施設運営経費の削減、各種事務経費の削減など、削減総額4億5,800万円を捻出し、重点施策を推進する事業への財源とすべく計画されました。

これらの進捗状況と次年度において、こういった考え方はどのようにされようとして いるのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長(谷口 整) 西谷町長。

○町長(西谷信夫) 本町の中長期的な財政見通しについては、歳入における町税や地方 交付税等の一般財源の大幅な増加を見込むことが困難な状況にある中、新庁舎建設などの 大型投資事業の進捗に伴い、財政調整基金をはじめとする積立金は減少する一方、公債費 が大きく増加に転じるなど、厳しい状況が続くことが見込まれております。

このような状況を踏まえ、職員一人一人がこれまで以上に第6次行政改革大綱に基づき、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を共有し、前例踏襲からの脱却、効率的・効果的な行財政運営を行い、持続可能な行財政基盤の構築を進める必要があると考えております。

議員ご指摘のとおり、これまで取り組んできた事業の精査見直しや、各種事務経費の 削減などによる重点施策を推進するための財源の捻出はもとより、平成31年度当初予算 では予算編成方針にも掲げておりますが、義務的経費等を除き、一般財源ベースで10% の削減を目標に、無駄を徹底的に排除する取り組みを進めてまいりたいと考えておるとこ ろでございます。

その一方で、歳入確保の取り組みとして、クラウドファンディングをはじめとした新たな自主財源の確保にも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 松本議員。
- ○8番(松本健治) 西谷町長より、最重要の三本柱のみならず、平成31年度は第5次総計の前期基本計画の満了年、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年を迎えることから、総仕上げとなる予算を編成するとのことでございました。

平成31年度当初予算では、予算編成方針に、一般財源ベースで10%の削減を目標に無駄を徹底的に排除する取り組みや、歳入確保の取り組みとして、クラウドファンディングをはじめとした新たな自主財源の確保にも努めたいとのことでございました。

まことに難しい局面であり、難しい課題への挑戦でございます。避けて通れない未来 への投資の時期でもありますので、議会とも協議しながら、時には住民の皆さんにも対し、 理解を求めることはきっちりと申し上げるなど、厳しいながらも本町の輝かしい未来に向 けて力強く進んでいかなくてはならないと思っているところでございます。

自治体においても、首長の方が発信される言動が、また事業、施策が住民に対して、 今と将来に対して希望や期待が持てるのかが特に重要なところであり、住民の皆さんに安 心・安全な思いを持っていただける本町の平成31年度事業計画であり、裏づけとなる予 算となるように編成をお願いしたいというふうに思います。

私は、今の宇治田原町の目指している姿、思いを端的に予算名にあらわすことを意識 してほしいなというふうに思っております。例えば、先日の人権の集いで入選された作品 の中に多くのヒントがあったように思います。どれとは言えませんけれども、次年度はそ ういった視点から予算名を考えていただき、それに見合った予算編成をお願いし、この質 間を終わりたいというふうに思います。

次に、2点目の自然災害への対応についてでございます。

「高尾道」がけ崩れの教訓について、まず1点目でございます。

今年も残すところ半月余りとなりました。まさに今年は自然災害の年であったと言われています。地震では6月の大阪北部地震、9月の北海道胆振東部地震、台風や豪雨では7月に記録的な豪雨が続き、9月には非常に強い台風21号などがありました。改めてそれぞれの自然災害によって犠牲となられた被災者には、心からご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、こうして自然災害の中で7月上旬の豪雨により、本町の高尾地区において、町 道ががけ崩れにより通行止めとなりました。10月4日に片側通行が可能となるまで、実に3カ月を要しました。

その間の9月4日には、台風21号により本町でも広域に倒木があり、7区で停電が発生いたしました。中でも、高尾地区では停電の復旧まで、近年ではなかった7日間も不自由な生活を余儀なくされることになり、通行止めと二重の苦しみであったと言えます。

生活道路の寸断により、毎日毎日大峰林道経由で通勤、通学、通院、そして買い物などは、次第に住民の皆さんの心身の健康状態にも悪影響を及ぼしかねない事態になってき

たように思います。そのことは、その間に開催された3回の地元説明会でも顕著に変化が 現われていました。

その間、行政においても、決してただ手をこまねいていたわけではなく、事態収拾へ 懸命な努力をされました。このことは、私もつぶさに見てきております。しかし、結果が 全てでございます。

こうした災害はあってはならない、避けたいものの、いつどのような災害が発生するかもしれませんので、まだまだ完全復旧までには道半ばでありますが、貴重な教訓として、今後への生きた事例として、とるべき施策について、将来のためにも、記憶だけでなく記録にとどめておくことも防災対策として大切なことだと思います。ぜひマニュアルのような形でまとめ、非常時の対応に備えていただければというふうに思います。

その点について、どのようにお考えでしょうか。まずご所見をお伺いいたします。

○議長(谷口 整) 奥谷部長。

○総務部長(奥谷 明) 近年、今までに経験したことのないような大規模災害が全国各地で発生する中、質問にもございましたように、今年に入りましてから、6月には大阪府北部地震、7月上旬には西日本を中心に大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨、さらには台風12号、20号、21号、24号と相次いで近畿地方を通過したところでございます。

このような中、本町といたしましては、平成28年3月に改定しました宇治田原町地域防災計画に基づきまして、各種災害に対応できるよう体制等の整備を図っているところでございますが、さらに、本年に発生した自然災害を教訓とするべく、台風、豪雨、停電などの対策に係ります諸課題等を職員により項目別に洗い出しを行い、全職員で情報の共有を図っているところでございます。

明らかとなった課題を具体的に申し上げますと、例えば、土砂崩れに対する専門業者の迅速な手配、長時間の停電における関西電力との連絡体制の構築や、緊急時に必要な資機材の整備など、多様な課題が浮き彫りとなりました。

現在、洗い出しました諸課題に対する対応策を協議する中で、一覧表などに取りまとめ、いつ発生するかわからない災害に迅速に対応できるよう、準備を進めているところでございます。

また、災害時の対応につきまして、今後も、各自主防災会や議員の皆さんと十分協議、 連携する中で、万全の体制で臨んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよ うよろしくお願いを申し上げます。

- ○議長(谷口 整) 松本議員。
- ○8番(松本健治) 次に、私が今も課題であったと思っておりますのが被災地、今回の場合、高尾住民の皆さんに対してであります。見方によっては、半避難生活状態であった皆さんにどう寄り添っていけるのか、寄り添うのかであり、難しいテーマでございました。

物理的というか物質的なことと、それから精神的、肉体的な部分があり、むしろ後者 の精神的な部分にどう向かい合っていくか、こういった災害時には大切かつ重要なことだ と感じました。

私は、その3カ月間の間、20回近く大峰林道経由で高尾に向かい、一軒一軒住民の皆さんと触れ合いながら、皆さんのお話をお聞きしたりしてきました。ほんの少しだけ皆さんのご苦労と苦悩を垣間見たつもりでございますが、一軒ごとに悩みや困っていることが違っていることがございました。今も、十分ではなかったと反省をしているところでございます。

ついては、こういった点について、例えば地元説明会のタイミングの問題、心身のケアの問題、今後のために考えておくべきことが多々あったように思います。

その点、たびたびご一緒に説明会などに向かっていただきました山下副町長、いかがでしょうか。ご所見をお伺いしたいというふうに思います。

- ○議長(谷口 整) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) それでは、ご答弁を申し上げます。

ご質問をちょうだいしていますとおり、今年は特に豪雨、台風と連続して本町を襲ったところでございます。

中でも、7月上旬の豪雨により土砂崩落が発生し、町道郷之口高尾線が寸断され、長期間にわたって全面通行止めとなりました。この間、迂回道路として大峰林道があったものの、高尾地区の区民の生活道路の被災及び9月の台風により長期間の停電等、地元区民の皆様には大変ご不便とご迷惑をおかけしたところであり、深くお詫びを申し上げる次第でございます。

また、松本議員におかれましては、まずもって町道の通行止め発生当初から10月4日の片側通行となるまでの約3カ月間にわたり、大峰林道を経由し、連日のように高尾に向かっていただき、地元区民に寄り添ってお話を聞いていただきました。

また、3回開催いたしました地元説明会にもご同席をいただき、現状の把握、区民の 声をしっかりとお聞きいただく中で、貴重なご意見も賜ったところであり、行政を預かる 者として深く感謝とお礼を申し上げるところでございます。 最初に地元へ説明会に行った状況から、日にちがたつにつれ、区民の皆さんの生活そのものの様式に変化が生じ、苦痛の思いがひしひしと伝わってまいりました。町として、いろんな角度からできるだけの対応をしてまいったところですが、思いもよらぬことが多々生じてまいりました。

このような災害時こそ、住民に寄り添い、ご意見をお聞きすることは大変重要なこと であり、今回の貴重な経験、また教訓を今後に活かしてまいりたいと考えております。

本町におきましては、被災者の声に真摯に耳を傾け、できる限りご要望にお応えできますよう、今の間にしっかり対応策を整理する中で努めてまいりたいというように考えておりますので、今後ともご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 松本議員。
- ○8番(松本健治) 物質的な物という点では、もちろん災害のケースによって異なりますが、今回のような場合での経験から発電機、そして燃料、食料、飲料水、氷、道路整備の機器材、説明会の開催など、ハード面、ソフト面合わせての準備するものなど、今回での経験を生かし充実を図ることも必要でございます。

地域との調整を図りながら、次年度以降の予算に段階的に計上するなど、備品等の充 実への配慮をぜひお願いしたいと思います。最後に、この点についてご所見をお伺いした いというふうに思います。

- ○議長(谷口 整) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) ご答弁申し上げます。

災害の発生により、日常の食料や飲料水などが確保できない場合の対策として、地域 防災計画の一般計画編第3章第11節食料供給計画で、食料の調達や供給などを定めております。町ではこの計画に基づき、避難者等に対しまして必要な支援を実施していくこと としております。

また、本町では業者等と食料、飲料や物資の供給など、多種多様な物資等の供給につきまして協定書を締結いたしております。大規模災害が発生し、町で備蓄しています物資が不足する場合は、必要に応じて協定を締結している業者等に応援を要請しようと考えております。加えて、本年度は氷の製造業をされています業者と災害時における物資の供給に関する協定書を締結したところでございます。

今後とも、備蓄物資を再点検する中で、必要な備えを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 松本議員。
- ○8番(松本健治) 最後に、人は厳しい経験、体験から学ぶといった話もございます。 今回の災害による一連の教訓は、今後あまり経験したくないものでありますが、貴重な教 訓であったというふうに思います。ぜひ今後の防災対策に生かしていかなくてはならない というふうに思っております。その点、よろしくお願い申し上げたいというふうに思いま す。

それでは、次の質問に入りたいというふうに思います。自然災害の2点目でございます。

次の質問でございますが、先ほど高尾の地区の問題についてでございました。その関連として、その間大峰林道をたびたび利用いたしました。林道への倒木があまりにも多く、各所において発生しているのが散見されました。倒木により通行遮断したところもございました。高尾の生活道路でもあり、行政などにおいて災害復旧への対応として迅速に除伐、撤去をいただきました。

しかし、本町には町有林、生産森林組合や個人での所有林など多くの山林が存在しているわけでございます。昨今山林の荒廃による災害へ誘発現象、そういった懸念もございます。全ては無理としても、住民生活への影響を及ぼす可能性のあるところなどについて、的を絞った、限定的となるかもしれませんが、倒木などの山林被害の実態調査の実施をし、被害実態の把握をしていただきたい。2次災害への対策の資料となるのではというふうに思います。その点はいかがでしょうか、お伺いしたいというふうに思います。

- ○議長(谷口 整) 木原課長。
- ○産業観光課長(木原浩一) 今年度発生いたしました台風21号は非常に強い勢力で上陸し、本町でも農業や山林の倒木などの被害を各所にもたらしました。特に大峰林道の倒木の多さには、今まで経験のないほどの状態でしたが、町道郷之口高尾線の通行止めにより、高尾地区の生活道路ともなっていたことから、高尾区民さんや町消防団のご協力もいただく中で、町職員も含めた総力により、その日のうちに倒木の撤去等を行い開通することができましたものの、山林管理の重要性を再認識することとなりました。

ご指摘いただいております台風21号による山林被害の実態調査及び被害把握につきましては、今回、京都府が創設した台風21号による倒木等の被害を受けた森林整備に対する助成制度を宇治田原町の山の活用を考える会の会報誌に掲載していただき、約350の会員の方に所有林の被害状況の確認を呼びかけ、あわせて生産森林組合からの情報収集

等により、山林被害の実態調査、状況把握に取り組んでいるところでございます。

- ○議長(谷口 整) 松本議員。
- ○8番(松本健治) 次に、今回の台風では広域的に山林での被害が発生していると思います。今のお話のとおりでございます。国や京都府における倒木などに対する復旧などの対策費用、補助制度でございますけれども、どのようになったのか。補正予算が計上されたと聞いております。どの程度活用できるのか。本町では生きた使える制度となるのか、その点をお聞きしたいというふうに思います。
- ○議長(谷口 整) 木原課長。
- ○産業観光課長(木原浩一) 今回の台風21号による倒木等の被害を受けた森林整備に対しましては、先ほどの答弁でも申し上げました助成制度でありますが、京都府の補正予算対応によりまして、森林災害緊急整備事業が11月当初に施行されました。

当該事業は、台風21号により地域の森林において折損、曲がり等の被害を受け、下流に流出するおそれのある樹木を伐採及び集積する事業費の一部を補助するものです。

事業の主な要件といたしましては、地域森林計画対象民有林で、1施業地の面積が0. 1~クタール以上、被害率30%以上の単木的な被害であって、11月末までの期限で復旧の森林整備の申請を募られましたが、本町におきましては、京都府に相談はあったものの申請はなかったところでございます。

京都府へ経過を確認しますと、事業の要件に該当しなかったもの、要件に該当はする ものの整備費の自己負担額から申請に至らなかったもの、また、当該事業は緊急措置的に 2次災害の発生のおそれがある倒木等の集積、搬出が目的でありましたが、面的な倒木等 がある場合は植林を伴うことから、当該事業の活用ではなく、既存国庫補助事業の環境林 整備事業での対応となることから、この国の補助事業での復旧を検討されている方もおら れるとのことでした。

以上の経過から、本町の今後の取り組みといたしましては、山林管理の重要性を所有者の方へ十分周知してまいるとともに、京都府に対しましては、少しでも事業者の負担軽減となるような制度への要望をしてまいるとともに、山林災害防止の町単独事業のあり方を点検してまいりたいと考えております。

- ○議長(谷口 整) 松本議員。
- ○8番(松本健治) いずれにしても、被害の実態状況は周知のとおりでございます。あまりこういう制度の活用面において、実態との皆さん方の思いと若干離れた部分もあったのではないかなというふうに思っております。今後、そういう点についても意識をしなが

ら制度の設計なり対応をお願いしたいというふうに思います。

ぜひ森林組合とも連携をしながら、町の面積の80%を森林が占めるという本町の山林実態を防災面でも、環境面からも、少しでも健全な状態に戻すことができればと思います。ぜひ対策の実施に向けて、まずは被害実態の調査、実施の把握の状況を早急に進めていただきたいというふうに思います。このことを強く要望して質問を終わりたいと思います。

次に、自然災害の3点目でございますが、台風による倒木対策について、ちょっと類 似点もございますが、質問させていただきます。

本町は、先にも述べましたが、周囲を山に囲まれた盆地でございまして、極めてすばらしい環境にございます。それでいて、京都、大阪などの都市部にも近い位置にございます。他に誇れるまちではないかと思っております。

そして、今回のように台風などによる場合、暴風が山に当たり、風力が少しでも弱まる。そのためか、他の地域のようにビニールハウスなどの農業施設に壊滅的な被害とならずに済んだものの、その分、山の立木倒木などによる多大な被害、影響が出ています。

とりわけ、各地域の心のよりどころでございます神社では、ご神木など大木が折れたり倒れるなどの被害が見られました。幸いにもいずれの神社も社殿などに被害はなかったようでございます。風向きによっては社殿に直撃した可能性も秘めていたと思われます。

また、府道や町道に覆いかぶさった倒木は緊急災害工事で撤去されますが、林道付近でも数多くの倒木が発生し、その勢力のすさまじさに驚愕をいたしました。また、個人が所有する山林内の樹木が倒れ、農道を塞いでしまった場合、近隣農地所有者の方に多大な迷惑がかかることも想定がされます。

実際に西ノ山集団茶園のくつわ池側では、数多くの倒木がフェンスに横たわってしまったことがあり、くつわ池のハートの展望台へ通じる山道も立木が倒れ通行不能になってしまいました。

このような場合、現在は当然山林所有者が除伐対処をしなければならない。具体例を示せば、西ノ山集団茶園では郷之口生産森林組合、くつわ池展望台の山道では久御山町という法人や自治体がその立場であって、早急な復旧作業がなされました。個人所有の場合、簡単に個人負担で対応することは容易ではないというふうに思われます。

ついては、今回のような自然災害により、他人の財産や不動産への影響が出ると予測 される事態に対しては、現在は他人の家屋に被害を生じさせる可能性がある樹木について は、予防対策として危険木助成金制度がありますが、自然災害による倒木で他者に迷惑を かけてしまったケースで、除伐整備などについて補助できる、すなわち除伐整備助成制度 へと制度の拡大ができないものか、ご見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長(谷口 整) 野田部長。

○建設事業部長(野田泰生) 本町の自然災害に強い山づくりの取り組みといたしましては、京都府事業で、保安林において、機能保全上必要となる森林整備活動の流木の原因となる危険木の除去等を行うことができる未来へつなぐ安心・安全の森づくり整備事業、そして、地域森林計画対象民有林において、傾斜の急な林地の立木が倒木により下方の人家等へ2次災害を起こすおそれがある場合、当該立木の除去等を行うことができる要適正管理森林等災害予防事業、また、町単独事業で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域へ流入し、住民の生命かつ財産に対して土石流被害の起因となるおそれのある危険木の除去等を行うことができる林地内危険木防災対策事業などがあり、これらの事業の活用により、災害の未然予防策として、森林所有者へ森林の適正管理をお願いしているところでございます。

今回の台風21号では多くの倒木が発生し、山林所有者からはその除伐等の復旧の助成制度の問い合わせがありましたが、先ほどのご質問で答弁申し上げました対象助成制度である京都府の森林災害緊急整備事業での事業実施に至ったものはありませんでした。

ご提案いただいております農道や農業用施設等への倒木による個人財産へ被害を及ぼした場合に、当該倒木の除伐等費用を補助する除伐整備助成制度の拡大、創設につきましては、今回の台風の状況を見ますと、適正な山林管理が促進される対策として、山林所有者が取り組みやすい制度が必要と考えますので、先に申し上げました災害に強い山づくりの3つの事業のうちで、府事業に対する制度要望とともに、町単独事業である林地内危険木防災対策事業においては、助成対象基準の見直し等、制度の拡充を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(谷口 整) 松本議員。

○8番(松本健治) ただいま適正な山林管理が促進される対策として、山林所有者が取り組みやすい制度が必要といったことで、府事業に対する制度要望とともに、町単独事業である林地内危険木防災対策事業においては、見直し等制度拡充を検討したい、そういう答弁でございました。

いずれにしても、山林の経済環境の厳しさから、住民の皆さんも思いが薄れてきつつ あるところで、この先ますます希薄になってしまうことから、きっかけづくりを図る意味 で、何らかの措置が必要だと思います。 万全を期する対策は、なかなかそうは容易なことではありませんが、宇治田原町は茶園と山林のまちで、切っても切れないところがございます。さきに申し上げた対応なり、 ご検討をお願いしたいところで、強くその点要望しておきたいというふうに思います。

大きい3項目の新教育長の任命と教育行政の課題についてという質問に入りたいと思います。

新教育長の任命についてでございます。

11月26日をもって、本町の教育行政のかなめである教育長が代わられ、奥村博已 新教育長となったところでございます。まずもって、現時点において賛意をもって歓迎申 し上げたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

小中一貫教育や学力問題などの課題もございまして、このタイミングでの任命は大変 意義深い重要な人事であると思っております。

奥村教育長には、長年久御山町の要職についておられ、行政経験も豊かで、教育関係においても明るく精通されていると聞いておりますので、大いに期待をしているところでございます。

一方、失礼ながら、教職の経験や本町の行政経験もないというところで、少しの不安 も持っていることが正直なところでございます。ついては、先般の11月臨時議会の場に おいて、少しだけお話をお聞きしましたが、その点について、いま一度確認をしておきた いと思います。

新教育長任命に際して推薦の言葉を述べられていますが、今回、一般質問において、 改めて任命権者である西谷町長から奥村新教育長の任命に当たってのポイントについて、 多数おられたであろう候補者の中で、白羽の矢を立てられたご自身の思いをお示しいただ きたい。そして、中長期的、そして短期的に取り組んでほしい課題について、絞って挙げ るとするとどのようになるのか、この点お示しをいただきたいというふうに思います。

○議長(谷口 整) 西谷町長。

○町長(西谷信夫) 新教育長の任命についてでございますけれども、本町の教育行政の 抱える課題に対応するためには、確かな行政手腕をお持ちであること、また地元の事情に 精通された豊富な経験をお持ちであること、これらを踏まえて、私の目指す教育のあり方 にお力添えをいただける方を選びたいというのが、私の考えであります。

こうした中で、奥村教育長とは、町内においては以前よりスポーツ振興事業の際に、 たびたびご活躍の姿を拝見するとともに、久御山町総務部長時代より会合等で話す機会も あり、常々本町のまちづくりに役立っていただける方と認識をしていたところでございま す。

また、教育委員会において教育行政も長年経験されており、その経験からも積極的な ご意見もいただく中で、私の考えを確実に実践していただける方であると確信いたしてお ります。

なお、奥村教育長にあっては、行政の継続性を念頭に置き、地域住民や子育て世代の 方々の意見も十分把握する中で、小中一貫教育の推進及び児童・生徒の学力充実に力を注 いでいただくとともに、心身ともにバランスのとれた人間形成に尽力を賜りたいと考えて おるところでございます。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 松本議員。
- ○8番(松本健治) 次に、奥村新教育長におかれましても久御山町において、在勤時の 久御山学園として、町立のこども園、小学校、中学校、すなわち園小中一貫教育などにも 直接的、間接的にご経験されていることだと思います。

先の臨時議会で選任同意の際にご挨拶されましたが、せっかくの機会でございます。 本町の教育行政において課題山積の中、重責を担っていただくということで、選任同意されてから1カ月足らずでございますが経過しておりますので、現時点での思いやお感じになっていること、取り組みたい、取り組まなければならない課題について述べていただきたいと思います。いかがでしょうか。

- ○議長(谷口 整) 奥村教育長。
- ○教育長(奥村博已) 初めての答弁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の任命にご同意いただきました先日の臨時議会でも申し上げましたように、教育長というこの重責を真摯に受けとめ、宇治田原町のより良い教育を実現させるため、微力ではございますが精いっぱい努めさせていただく所存でございます。

町長が私にお声がけをいただいたのは、行政事務の経験者であることが大きな理由で あるとお聞きしております。その期待に沿うべく、教育行政の推進に当たることが責務で あると認識をいたしております。

就任させていただいてから2週間余り、あっという間に過ぎましたが、未経験のことも多く、正直戸惑うこともありました。しかしながら、お受けした以上は宇治田原町の発展のため、全力で取り組みたいと考えております。

職務を全うするため、議員の皆さまをはじめ、住民の皆様方のお力添えを賜りますよう切にお願いを申し上げる次第でございます。

また、教育の中身につきましては、組織の継続性という点から申し上げますと、就任前から教育委員会として取り組まれています課題につきましては、滞りなく継承することが本来であると認識しておりますので、小中一貫教育の推進、また児童・生徒の学力充実は最優先課題であると思っております。また、それに対して取り組む必要があると考えております。

また、そうした中で、私のカラーが出せるように努めてまいりたいと考えております ので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(谷口 整) 松本議員。

○8番(松本健治) ただいま初答弁ということでお話をいただきました。その中で、組織の継続性ということから、就任前から町教育委員会で取り組まれている課題については滞りなく継承する。そして小中一貫教育、学力の充実、最優先で取り組むということでございました。

子どもたちや本町の将来のために、ぜひ教育長の良い意味でのカラーを出していただ きたいというふうに思っています。ご期待を申し上げたいというふうに思います。

次に、大きい項目の中の教育関係で2点目でございますが、教育行政での課題についてでございます。

本町の教育行政の課題の一つとして、小中一貫教育が論じられて久しいところでございます。最初はたしか平成22年ごろに私が区長をさせていただいたころだったと思いますが、全国各地で取り組みが進んでおります。

過去の議会だよりを見ると、本町議会においても、この時期に施設一体型での小中一 貫教育を既に実践している自治体の視察をされていました。全国一の裕福な村として有名 な愛知県の飛島村でございました。独自に9年間を見通した系統的、計画的な教育活動を 行うとしてスタートをしていました。

本町では、その時から早や8年が経過しているところで、まだ現在のような進捗状況 でございます。町当局や教育委員会、さらには議会においても、率直に反省をしなければ ならないのではないかと思います。

それぞれ諸般の事情があってのことでございますが、子どもたちや本町の将来のこと について思い、考え、実行する本気度が足りなかったのではないかと言わざるを得ません。

その後、小中一貫教育の推進を図るべく、長い長い検討期間の後、教育的観点からの 小中一貫教育関係、児童数の関係、地域関係の視点からまとめられ、今後の方向性が出さ れました。 すなわち方向性とは、平成29年3月に将来の宇治田原町を担う子どもたちを地域を 挙げて育てていくという理念のもとに、施設の一体型、隣接型の小中一貫教育が望ましい との教育委員会からの方向性でありました。

そして、今年の3月に施設一体型整備に向けた大まかな平成36年開校というスケジュールが示され、先々月から一般住民や保護者などに対して、小中一貫教育と称しての説明会が開催されたところでございます。

その間、例えば町議会定例会でも、平成26年以降だけでも散発的に本会議の一般質問においても、各議員から20回ほどの小中一貫教育に関する質問、質疑がされております。住民にとっても非常に関心の高い重要なテーマであると認識しています。

私も今回の一連の説明会に全て出席しているわけではございませんが、このテーマは 出席者の年齢層や立場によって、また、地域によっても関心の異なるような印象であると 思います。

そこで、主催された教育委員会として一連の説明会開催での皆さんの発言、思いについてどのように受けとめ、施設一体型、隣接型の方向性やスケジュール的にどのように取りまとめをされているのか、また、総合的に判断して、提案内容に問題はなかったのか、判断されているのか、まず今日時点での状況をお聞きしたいというふうに思います。

○議長(谷口 整) 岩井課長。

○学校教育課長(岩井直子) 本町の小中一貫教育に係る現状や今後の方向性、より効果を上げるための施設、用地の考え方を教育委員会広報として発行し、あわせて説明会を開催したところでございます。

説明会は当初予定をしておりました3回に加え、両小学校保護者、子育て支援センター利用者など対象者や開催場所を変え、現在のところ7回開催いたしました。本町の小中一貫教育の取り組み状況を保護者や住民の皆様に十分なお知らせができていなかったことにつきましては、反省すべきことであると認識をしております。

説明会における住民の皆様のご意見は、お一人お一人が本町における教育のあり方について考え、述べていただいたことであり、また、保護者の方々は子どもたちの成長や安全を願う中で、期待と不安が入り混じった思いを伝えていただきました。

皆様からいただいきましたさまざまなご意見、ご質問内容につきましては、現在、要旨をまとめており、今後、教育委員会、総合教育会議での報告、協議を踏まえ、住民の皆様に広報させていただきたいと考えております。

小中一貫教育に係る考え方や方向性は、今日まで研修や検討を繰り返し、協議を積み

上げてきたものであり、住民の皆様にお示しをする中でいただきましたご意見は、できる 限り反映していきたいとの思いは現状において変わりはなく、今後も丁寧な意見聴取、広 報に努めてまいりたいと考えております。

- ○議長(谷口 整) 松本議員。
- ○8番(松本健治) 今、説明会の状況等についての話をお伺いしました。また、そのときに出された内容等の要旨をまとめているということでございますが、以前にも、随分長くかかってまとめられたということもございます。ぜひ速やかに論点、いろんな多岐にわたっておりましたけれども、お出しをいただきたいというふうに思っております。

次に、こういった学校教育などの場合、世紀を超える本町の歴史と伝統、文化と風土 にもかかわる大きなテーマでございます。大きな課題でもございます。時代の背景や政治 的な動き、社会の動向などの影響も当然ございますが、今日の姿、形には長い年月をかけ て先人たちが受け継ぎ、収れんされてきた姿であろうと思っています。

特に学校の場合においては、私も子どもたちの見守りで、毎朝田原小学校の維孝門を子どもたちがくぐる様子を見ております。宇治田原の小学校にしてもしかりでございます。 そのような歴史の重みを感じております。学校も大切な文化であります。人間形成にとっても大きな支柱となるようなものだと思っています。

ただ一方、今日的課題として本町にも少子化、高齢化による児童・生徒数の減少、学力問題、社会的な動向などへの対応も喫緊の課題であります。避けて通れない面もございます。したがって、やや遅れ気味の進捗状況でございますが、本町において、教育行政を預かる教育委員会の将来を見通し出した方向性の結論は尊重すべきだと思います。

長年の課題に対して方向を示し、教育長も代わられたというところでございます。いま一度示された大枠のスケジュールに基づいた課題整理をきっちりと行い、その上で対象者を区分した開催方法なども含め、また、地域での出前講座なども開催するなど、現時点で示された方向性をもとにした考え方について、もっともっとというか、段階的にも住民との意見交換、説明が必要だと思います。その点いかがでございましょうか、お伺いしたいというふうに思います。

- ○議長(谷口 整) 岩井課長。
- ○学校教育課長(岩井直子) 本町は、豊かな自然の中で歴史と伝統を重んじ、文化を育んでこられた先人のご苦労があります。また、学校を地域の宝とし、子どもたちの支援をはじめ、学校に対して協力を惜しまない地域の方々の温かいお気持ちが、今日の学校をつくり上げていただいたと感謝しております。

今回の説明会を通しまして、ご参加いただいた方々の思いを聞かせていただく中、小中一貫教育に関するそれぞれの考え方が交錯している状況において、丁寧に不安や疑問の解消に努めていかなければならないと感じたところです。

また、住民の皆様におかれましても、取り組みに対する関心の度合いが異なっている 状況ですが、小中一貫教育の取り組みが今後の本町のまちづくりや教育のあり方に大きな 影響を与えることからも、説明会等に積極的にご参加いただき、ご意見を述べていただき たいと考えております。

説明会につきましては、本12月にも対象者ごとに設定し開催する予定をしておりますが、議員ご指摘のとおり、課題を整理し開催方法を検討した上で、引き続き説明会等の場を設け、わかりやすく丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

- ○議長(谷口 整) 松本議員。
- ○8番(松本健治) ぜひわかりやすく丁寧な対応をしていただきたい、説明をしていただきたいというふうに思います。

ただいま教育委員会から示されましたが、まちづくりとの関係、財政問題とのかかわり、その他もろもろの問題については、改めて町当局としても強く発言、発信をしていただかないとだめかなというふうに思います。明確にこういった状況を受けてのご見解をお示しいただきたいというふうに思います。

- ○議長(谷口 整) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) ご答弁申し上げます。

本町におきましては、多くの住民の皆様のご参画のもと、平成28年3月に議会のご 議決をいただき策定いたしました本町のまちづくりの基本的な指針である第5次まちづく り総合計画において、基本構想に「子育てと学びを応援するまち」を、基本計画に「子ど もたちの教育の充実」を掲げ、これまでさまざまな教育面の取り組みを進めてまいりまし た。

また、同時に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略における地域創生総合戦略と 一体的にまちづくり総合計画の基本計画内に定めた平成31年度までの期間で重点的に取 り組む施策群であるまちづくり戦略においては、子どもたちの義務教育9年間の成長を見 通す本町にふさわしい小中一貫教育の充実に取り組むことを位置づけ、この間の協議を進 めてまいったところでございます。

このような経過を経て、昨年教育委員会において施設一体型、または隣接型の小中一 貫教育を推進する方向性が示されたところでありますが、町といたしましては、折しも来 年度に総合計画の前期基本計画及びまちづくり戦略の計画期間の満了を迎える中にあって、 これまでの施策実施状況の総括を行うとともに、住民の皆様のご意見をお聞きしながら改 定を進める中で、新庁舎建設計画や、この小中一貫教育をはじめ、現在の計画策定時には 具体化していなかった次期基本計画期間内に想定される重要な施策課題を議論し、新たな 時代のまちづくりにふさわしい総合計画に位置づけてまいることが重要と考えております。

一方で、財政問題とのかかわりにつきましては、本定例会にお示しする財政シミュレ ーションにおいて、小中一貫校の整備を含めた中長期的な財政計画をご説明申し上げるこ ととしております。

今後、大型公共事業の実施を控えた厳しい財政状況の中にはありますが、経常的な経 費の削減や一層の歳入確保への取り組みなどにより、持続可能な行政運営に努め、まちづ くり総合計画に掲げる「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」の 実現に向けたまちづくりを進めてまいる所存でありますので、ご理解いただきますようよ ろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 松本議員。
- ○8番(松本健治) ただいいま副町長から、来年度に第5次総合計画前期基本計画及び まちづくり戦略の計画期間の満了を迎えると。これまでの施策実施状況の総括を行う中で、 新庁舎の建設計画や小中一貫教育をはじめ、現在の計画策定時には具体化していなかった、 そして、次期基本計画内に想定される重要な施策課題を議論し、新しいまちづくりにふさ わしい総合計画に位置づけしたいということでございました。
- 一方、財政とのかかわりについては、今定例会で示される財政シミュレーションにお いて、小中一貫校の整備についてを含め、中長期的な財政計画を説明されるとのことでご ざいました。

本町は、冒頭に西谷町長へのご質問で申し上げましたが、輝かしい未来に向けての足 がかりとなる重要な時期に差しかかっております。厳しい財政状況の中ではありますが、 主要施策、各種事業の方向性を見誤ることなく取り組みを進めていただき、特にこの小中 一貫教育の問題についても、そういうことでお願いをしたいというふうに思っております。 以上で、本定例会の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(谷口 整) これにて、松本健治議員の一般質問を終わります。

次に、藤本英樹議員の一般質問を許します。藤本議員。

○11番(藤本英樹) 11番、藤本英樹でございます。通告に従いまして、12月定例

会一般質問をとり行いたいと思います。

災害時の情報共有化について質問いたします。

先ほどの松本議員の一般質問でもございましたように、今年の日本列島は、6月18日の震度6弱を記録した大阪北部地震に始まり、6月28日から7月8日にかけて台風7号及び梅雨前線の活発化に伴う西日本豪雨災害が発生し、広島県、岡山県、愛媛県で甚大な被害をもたらし、本町におきましても、高尾地区へ通ずる町道が崩落し、長い間通行止めとなり、高尾地区の住民の生活道路は大峰林道のみとなってしまい、住民の方々の不便さは計り知れなかったこととお察しいたします。

さらに、7月は記録的な猛暑日が続き、数多くの方が熱中症の症状を訴えられました。 猛暑日が落ち着いたと思ったのもつかの間で、台風がたびたび発生し、台風12号は東から西へ進行する逆走台風として被害をもたらし、台風21号は25年ぶりに非常に強い勢力を保ったまま9月4日に上陸し、近畿地方を縦断し大きな被害を生じさせました。

本町におきましても、樹木の倒木や各地で停電が発生し、高尾地区では約1週間停電が続き、住民の暮らしに大きな影響をもたらせました。

台風が近畿地方を通過した2日後の9月6日には、北海道で最大震度7を記録した北海道胆振東部地震が発生いたしました。

さらに、9月30日には台風24号が日本列島を縦断し、幸いにも直接の被害は発生いたしませんでしたが、住民の皆様が楽しみにされておりました町民運動会が中止となりました。

これだけの自然災害が頻発し、住民の安心・安全を守る行政側の苦労は計り知れなかったものとお察し申し上げますとともに、昼夜を問わず対応いただいたことに対して、ご 感謝申し上げます。

また、11月18日に実施されました宇治田原町総合防災訓練では、数多くの住民の 方が参加され、多種多様な訓練を体験され、日ごろから防災意識の高さをうかがい知れた と思います。

9月の定例会では多くの議員が、自然災害が頻発したこともあって一般質問で防災対策などについて質問され、その関心の高さが顕著に表れておりました。私もそのうちの一人で、9月定例会で災害時における危機管理体制について質問させていただき、そのときは通学路における安全対策について主に確認させていただきました。

今回は、自然災害発生時おける現在の行政側から各区長や自治会長、議員や行政関係 者、住民への情報提供方法について質問させていただきます。

- ○議長(谷口 整) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 今年につきましては、大阪府北部地震、7月豪雨、相次ぐ台風の通過など、自然災害が頻発する年となり、土砂崩れによる通行止めや長時間にわたる停電など、住民の皆様には大変ご不便をおかけする事態となったところでございます。

ご質問の現在におけます災害時の情報伝達は広報車による広報活動、緊急速報メール、 安心・安全メール、サイレンの吹鳴、そして自主防災会の連絡網を活用いただく中で、住 民の皆様へ情報の伝達を行ってまいりました。

また、町からは電話やファックス、メールなどを利用する中で、各自主防災会の会長 さんや議員の皆さんに情報提供をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 藤本議員。
- ○11番(藤本英樹) 現在の情報伝達方法は電話、ファックスやメールなどで行政関係者に避難所開設を通知する情報発信と、町広報車で各地区に避難所を開設したと住民に周知する広報発信が主と思われますが、区長や自治会長、議員や行政関係者にはそれ以上の情報が入ってきません。

何も情報が入ってこないということは、大きな被害も発生していないのかと想像もできますが、各区長や自治会長は、住民の方から被害状況や避難所などの問い合わせがあった場合、役場に確認してくれでは、役場の仕事も増えますし、区長や自治会長の状況把握についても問題が生じます。

台風の場合ですと、警報が発令され、行政側が災害対策本部を設置された段階から、 災害対応されている各部署ごとに、道路倒木や民家の被災状況、町施設や小学校施設の状況、避難所に避難された方の人数など、具体的な被害状況を集約した結果をファックスや メールなどで情報提供できないか確認いたします。

- ○議長(谷口 整) 奥谷部長。
- ○総務部長(奥谷 明) 本町におきましては、平成27年度に情報伝達システム整備基本構想を策定し、この基本構想に基づき、平成28年度には行政系ネットワーク網を活用したIP告知システムを役場、各小・中学校、保育所、総合文化センターの6カ所に、また、平成29年度には住民体育館に整備いたしました。

本年度は、IP告知システムと連動した屋外長距離スピーカーを各小・中学校、総合 文化センターに整備することによりまして、Jアラートなどの緊急情報を即時に情報伝達 するとともに、災害時における必要な情報の発信を行ってまいりたいと考えております。 つきましては、整備の終わりました情報伝達システムを有効に活用するとともに、自 主防災会の皆さんと協議する中で、必要な情報の提供や情報共有を積極的に図ってまいり たいと考えております。

また、大規模かつ長時間に及ぶ停電対策につきましては、関西電力と連携する中で拡充を予定されています関西電力ホームページによる情報の発信や町広報車等による広報などにより、住民の皆さんへの情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(谷口 整) 藤本議員。

○11番(藤本英樹) 昔であれば、関係者に1件ずつ電話で報告するなり、関係者を集めて被害状況を報告するしかなかったと思われますが、現在では携帯電話、電子メールやファックスなどの情報伝達手段が発達しております。

災害対策本部を立ち上げた段階から、時系列に避難所開設情報、道路パトロールが完了すれば、道路の被害状況、避難所に避難者が避難されてこられたら、どこの地区からの避難者かなどを災害対策本部の情報収集班が取りまとめし、メールやファックスで情報提供してもらえば、住民からの問い合わせに対しスムーズに回答できるのではないかと思います。

災害発生後、町内一円をパトロールして災害状況を確認されると思われます。当然に、被害が発生しておりましたら、災害対策本部に状況報告されると思います。このような情報を共有し、区長や自治会長、議員や行政関係者へ周知することは、地元住民が混乱しているときに、より地元に近い方から情報提供することで、少しでも安堵につながるのではないかと思います。

災害対応時は、庁舎内も限られた人数で避難所開設、被害状況確認パトロールや住民への広報対応など多忙極まりないかと思われますが、情報を共有化することにより、一極集中型の情報確認が少しでも分散され、また、我々行政と携わる者にもより多くの情報提供がなされれば、そこから情報発信することも可能であり、さらなる住民の安全・安心につながるものではないかと考えていますので、ぜひ今後ご検討くださいますようよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

自然災害時の農業施設被害支援について質問いたします。

先ほどの質問でも申し上げましたとおり、今年の夏は自然災害列島となった我が国で ございました。本町においてもさまざまな被害が発生していると聴取しておりますが、特 に大きかったのは農業関係の施設、ビニールハウスやキュウリ棚でした。

府によりますと、台風21号により、山城地域の農業被害額は6億8,500万円で、その多くはビニールハウスを含む農業関係施設であったと聞いております。久御山町では、被害を受けたハウス225棟、被害総額2億1,364万円のうち93棟、八幡市では257棟、被害総額2億1,756万円のうち84棟が全壊したと新聞報道されておりました。

宇治田原町におけるビニールハウスやキュウリ棚などの施設、また、キュウリや米などの農産物への影響はどれぐらいに及んだのか、被害状況について確認いたします。

- ○議長(谷口 整) 木原課長。
- ○産業観光課長(木原浩一) ご質問の本町における台風21号による被害を受けた農業施設、農産物の被害状況について申し上げます。

ビニールハウスの被害につきましては13棟が被災し、被害の程度の内訳といたしましては、中破が5棟、小破が8棟となっており、被害額163万円で、キュウリ生産用施設のアーチが湾曲する被害が10件、倒木による被害については茶棚が1件、獣害防止柵が1件、被害額は合計75万円です。

次に、農産物への直接的な被害につきましては、キュウリの根上がりや傷果が多く見られ商品価値が低下したものや、ネギの倒伏等の被害面積 0.95ヘクタールから試算しますと金額にして 1,100万円となりますが、今回の台風被害については、生産農家の早急な再生努力により、作物の品質の改善や収量の確保に努められたことや、台風により農作物の価格が高騰したことにより、被害額は最小限にとどめられたものと聞いております。

- ○議長(谷口 整) 藤本議員。
- ○11番(藤本英樹) 京都府におきましても、このような被害を見過ごすことはできないとして、9月定例会補正予算で農林水産業共同利用施設災害復旧事業費として1億2, 000万円を計上し、野菜生産のためのパイプハウス等の撤去、復旧、また、甜茶、玉露生産のための被覆棚の撤去、復旧や茶生産設備の復旧を支援する方針を立てられました。

農業関係者にとって、自然災害による被災は施設の損害、生産物に対する損害などが発生し、収穫を見込んでいた品物が出荷できなくなってしまい、さらに施設の復旧費がのしかかってくるとなると、経済的に大きなダメージとなってしまいます。

そこで、特に被害が大きかった久御山町は9月定例会で、独自にこのような農業施設の被害があった農家に対し支援策を打ち出し、府の復興支援に上積みして支援金を捻出さ

れました。

本町においても、いつこのような災害に直面するかわかりません。10月の総務建設常任委員会で浅田議員が質問され、今後関係機関と相談して検討していくという答弁であったと記憶しております。

そこで、農業施設の被災に対して、府の復興支援とは別に、町独自で支援する補助制度を制定できないか確認いたします。

- ○議長(谷口 整) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) それでは、ご答弁申し上げます。

本町におきましては、幸いにも甚大な被害をこうむることは避けられたと認識しているところであります。

今回の台風で被害に遭われた方の農業施設の復旧対応につきましては、ご質問にありました京都府の災害復旧事業費にて復旧支援を受けていただくこととしておりますが、農業共済加入の方は保険の支払いも10月下旬から開始されており、また、償還に対する助成がある有利な京都府の貸付制度をご案内するなど、被害に遭われた農家の負担軽減に向けた個別の相談にも応じているところでございます。

今後とも、JA等関係機関とも連携する中、農家の皆さんに寄り添った支援を進めて まいりたいというように考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたし ます。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 藤本議員。
- ○11番(藤本英樹) 本町は、言わずと知れたお茶のまちでございますが、茶業だけで生計を立てておられる農家はごくわずかであり、その多くは米、キュウリ、トマトなどの農作物を兼業で栽培されております。また、お茶の被覆棚、キュウリ棚、トマトのビニールハウスなど施設を伴わないと農産物の生産はできません。

自然災害により被害をこうむった農家は生産量の減少と施設の復旧という、いわば二重ローンを抱えた状態となってしまいます。自然災害時の損害援助は、地球温暖化の影響で、今後ますます巨大化し勢力を増したまま上陸するであろう台風や、いつ発生してもおかしくない東南海トラフ地震に対する防御策であろうと考えます。

災害支援は、被災者にとっては非常に関心がある施策であると考えておりますし、災害が発生してから支援制度を確立するのではなく、いつ災害が発生しても支援できる体制を整備することが重要であると考えます。

今後検討し、早急な支援策の制定につなげていただけるよう期待いたしまして、本定 例会一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(谷口 整) これで、藤本英樹議員の一般質問を終わります。 続きまして、浅田晃弘議員の一般質問を許します。浅田議員。

○10番(浅田晃弘) 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして、10番、浅田晃弘が一般質問を行います。

今回の一般質問では、今年度の施政方針にあります主要な施策の一つ、住民の健康を 守るため、保健・医療体制の充実を図るとともに、暮らしの不安要因を減らし、安心して 暮らせるまちづくりを推進する「健やかに安心して暮らせるまち」について質問いたしま す。

この施策の中にウォーキングの習慣化を促すための啓発イベントの開催と地産地消の健康食の普及啓発等による食育の推進に努めるとあり、これらの事業をドッキングさせた取り組みとして、今年度新規に行われた「宇治田原ウォーク8800」については、健康のきっかけになる事業として大いに注目し、私も参加させていただきました。参加者が語らいながら楽しくウォーキングに親しむなどいい雰囲気の中、ストレスの発散にもつながりました。交遊庵やんたんにたどり着き、心地よい疲れを感じたところです。

また、出発前後に血圧測定を行うなどの配慮も行き届いていて、参加者に安心感をも たらすいい取り組みであったと思います。

主催者として、この事業の開催の手応え、反省等を通じて、今後、健康づくりを習慣 化するための展開等があればお伺いいたします。

○議長(谷口 整) 立原課長。

○健康児童課長(立原信子) 今年度新たに実施いたしましたウォーキングイベント「宇治田原ウォーク8800」につきましては、開催当日晴天に恵まれ113名の多くの方にご参加いただきました。気持ちのよい秋晴れの中、総合文化センターを出発し、宗円交遊庵やんたんを目指してウォーキングを楽しみ、全員無事ゴールをしていただくことができました。

小さなお子様から80歳を超えるご高齢の方まで多世代にわたり交流していただき、 参加者アンケートでは、「こんな良い道があったのは知らなかった」と、町内在住の方に とっても新しい発見であったことや、「1人ではなかなか歩かないので、こういうイベン トがあってよかった」「いろんな人と交流できて楽しかった」「今後も続けてほしい」と いう意見を多く聞かせていただき、本イベントが運動に取り組む動機づけとしての役割を 少なからず果たすことができたものと考えております。

また、イベント終了後は、一過性とならないために、保健センターと宗円交遊庵やんたんにスタンプ台を設置しており、同じコースを歩いて専用のスタンプカードに押印していただいた方には、健康づくり応援ポイントキャンペーンに応募できるポイントを進呈する取り組みを開始し、ウォーキングの習慣化を図っているところです。

次年度以降の運動の動機づけへの取り組みといたしましては、既存の町内ウォーキングマップを活用して、各地域でウォーキング教室を開催するなど、より身近なところで毎日取り組んでいただける機会を創出し、さらなる運動の習慣化を図ってまいりたいと考えています。

また、現行の宇治田原町健康増進計画が平成32年度末で計画期間の終了を迎えるに当たり、次期計画の策定に向けた準備を始める予定としておりますことから、住民アンケートやワーキンググループでの協議等において、住民の皆様からもご意見を伺う中で、疾病予防、健康寿命の延伸に向けた有効な事業展開を図ってまいりたいと考えております。 〇議長(谷口整) 浅田議員。

○10番(浅田晃弘) 答弁、ありがとうございました。

病気を未然に防ぐ取り組みを広げていくために、健康増進計画や事業の展開は必要であると感じるとともに、住民の方々を病気予防の事業に巻き込んでいく取り組みが必要ではないかなと感じます。

例えば、事業に参加された方を中心にして健康づくり支援員の登録等を行うことも考えていけば、地域のウォーキングマップなどの紹介や健康づくりの輪が広がるように思います。

また、今年6月議会の一般質問でお願いしました全ての部、課を連携させた全庁挙げての健康づくりへの取り組みを浸透させるために、各種イベントに保健師を配置して、血圧測定や健康相談を受け付けるなど、さらに前向きな攻めの取り組みを行っていただきたい。

例えば、保健師が体育協会や各地域でのスポーツ活動の場へ赴き、血圧測定などを行うことにより、住民の方々と顔見知りになって、住民が気楽に保健センターを訪れ、健康づくりや食育等の相談が行える取り組みにつながっていくのではないかと思います。

優れた知識を持っておられる保健師の力をフル活用できるように、環境を整える必要 があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長(谷口 整) 西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、浅田議員のご質問にお答えを申し上げます。

私も「宇治田原ウォーク8800」に参加させていただきましたが、参加者の中には、 日常より自身の健康管理に留意し、日々ウォーキングに親しんでおられる方も多くおられ たところでございます。

このように、健康づくりに前向きに取り組んでおられる方々に、今後も町が実施する 健康づくり事業に積極的にご参加いただき、また、本人のみならず、初めての方にも多く お声掛けをいただくことにより、そこから自主的な取り組みにもつながり、まち全体での 健康づくりの輪が広がることこそ、目指していきたい理想型であると考えておるところで ございます。

ご提案の健康づくり支援員は、まさしくその輪を広げる役割を担っていただける方と 考えますので、今後そのような取り組みにつきましても、調査研究を行ってまいりたいと 考えております。

また、健康づくりの推進は、今回のイベントを企画、実施した健康児童課のみならず、関係各課、各部が連携して取り組むべきものと考えますが、まずは健康福祉部での連携を進める中、「宇治田原ウォーク8800」はその一環として関係団体とのご協力をいただく中、健康福祉部全体で総力を挙げて取り組んだところでございます。

今後におきましても、運動をキーワードとした取り組みにおいて、教育委員会、教育部との連携が重要と考えており、スポーツ推進活動等に健康づくりを取り入れていくなど、それぞれの課が主体的に実施する各事業について、健康と運動を結びつけ実施する事業がより充実したものになるよう、相互に働きかけを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

さらに、町が実施するその他のイベント等につきましても、住民の方々と直接触れ合う中、健康づくりを周知できる絶好の機会と捉えております。

保健師は健康づくりをはじめ、母子保健、子育て支援等さまざまな分野において活躍 を期待され、その役割は年々重みを増してきております。ウォーキングイベントの実施等、 健康づくりの推進に前向きに取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、保健師等の専門職と一般職が力を合わせ、専門職の力を十分に 発揮できるよう、さまざまな工夫を凝らし、部課を横断した全庁的な連携を図る中で、 「健やかに安心して暮らせるまち」の実現に努めたいと考えておりますので、ご理解、ご 支援賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 浅田議員。
- ○10番(浅田晃弘) ご答弁ありがとうございました。

健康長寿は皆の願いです。ぜひとも答弁内容をしっかり進めていただけるよう期待して、この質問を終わります。

次に、暮らしの環境について質問いたしたいと思います。

私たちが生活、活動していくことで、どうしても発生するごみ、このごみ対策における野焼きについてお尋ねいたします。

11月1日の「町民の窓」において、野焼きについての記事を拝見いたしました。限 られた紙面の割りつけ上、小さなスペースで掲載されていました。

野焼きについては、ばい煙の発生だけでなく、悪臭や有害物質ダイオキシン類等の発生や火災の原因にもなるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されていることは十分承知しているところであります。

ただ、今回の広報の記事内容だけでは、なぜ野焼きが禁止されたのか、どのようなことが野焼きに該当するのか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施行令により、 野焼き禁止の例外規定についても、住民トラブルを防ぐためにも住民の方々への周知が必要ではないかなと思います。

本町は農地、山林が多くあります。農作業等での野焼きはどうなのか、法的な罰則規定もあります。それらについても「町民の窓」を活用して、今後、シリーズものとしてQ&A方式などにより、深く広く広報をされるのがよいのではと思いますが、いかがでしょうか。住民の方々に誤解が生じないよう理解をしていただくことが必要と思います。

- ○議長(谷口 整) 垣内課長。
- ○建設環境課長(垣内清文) 近年、本町に限らず、野焼きの煙や臭いについて、苦情が寄せられている事例が増加しております。環境省による統計では、平成28年度中の悪臭に関する苦情の25%が野外での焼却によるもので、そのうち3分の2が事業所以外のものによるものとされております。

野焼きに関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一部を除き何人も廃棄物を焼却してはならないとされております。例外として認められておりますのが、 廃棄物処理基準に従って行われる焼却、公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない場合や、 周辺地域の環境に与える影響が軽微である場合とされております。

このうち、社会の慣習上や影響が軽微なものというのは、1つに国や地方自治体が施設の管理のために行うもので、例えば河川敷の除草の際に刈り取った草をその場で焼却さ

れる場合がございます。ほかに、災害の予防や復旧のため必要な焼却や、風俗慣習上また は宗教上の行事、農業や林業を営むためにやむを得ないもの、たき火、その他日常生活を 営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものが法律の施行令で定められている ものでございます。

しかし、本町に限らず、住宅の増加により、これまでの慣習的に行われてきた野焼き 行為による苦情が増加をしております。その場合、職員が現地に赴いて行為者に対して苦 情をお伝えし、できるだけ周辺住民の迷惑とならないよう、また火の後始末や延焼防止に 注意するようお願いしている状況でございます。

このような慣習的に認められてきたものでも、周囲への影響が軽微なものであることが前提であり、煙や臭いがほかの方の迷惑になるのであれば控えるべき行為であると言えます。

また、近年、海外から飛来する微粒子PM2.5による健康への影響が取り沙汰されておりますが、焼却温度の低い野焼きではPM2.5だけでなく、有害物質のダイオキシンが発生するおそれが懸念されていることが野焼きの禁止につながっているものでございます。

野焼きに関する啓発につきましては、単発の広報記事だけでは十分ではないと我々も考えておりますので、今後もチラシの配布やホームページへの掲載など、議員からご提案をいただきましたQ&A、これらを含めまして、理解を深めていただくための取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(谷口 整) 浅田議員。
- ○10番(浅田晃弘) ありがとうございました。

住民の方々に広く深く理解していただくことが必要と思います。先ほども申し上げましたが、秋、冬、これからの季節は例外規定による農地等での野焼きが増えてくると思いますが、火災の発生しやすい季節にもなります。ここ数年で野焼きによる火災は何件発生しているのか、お聞かせ願いたいのと、それら防火対応に対する住民啓発についても必要と思いますが、どのような方法で啓発されているのか、お伺いいたします。

- ○議長(谷口 整) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) ご答弁申し上げます。

野焼きによる火災発生件数は平成26年度に1件、平成29年度に1件、平成30年度は現在までに1件の火災が発生しており、平成27年度、平成28年度では野焼きによ

る火災はございませんでした。

ご質問にもございましたが、乾燥する秋、冬、特に年末は火を使う機会が多くなり、 大きな火災につながる危険性もあり、注意が必要です。

先ほどご答弁申し上げましたが、田畑や家庭での野焼きによる苦情をお聞きした場合 には、職員が現場に赴いて、火の後始末や延焼防止に対し注意喚起をお願いしております。

消防の観点からは、京田辺市消防署宇治田原分署と連携する中で、町広報紙で毎月、 火災予防の関連記事を掲載することによりまして、住民の皆さんに防火に対する知識や意 識づけを行っています。

また、分署消防車両により町内を巡回し、車両広報による防火啓発を、消防団におきましても、製茶期や年末、また空気が乾燥する時期に合わせ、消防車による巡回パトロールを実施し、防火啓発を行っていただいているところでございます。

なお、野焼きは原則法律で禁止されていますが、例外規定により火災と紛らわしい煙、 また火炎を発するおそれのある焼却等をされる場合は、京田辺市火災予防条例の規定によ り、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」を消防長宛て に届け出る必要がございます。

今後も、住民の生命と財産を守るため、防火啓発に努めてまいりたいと考えておりま すので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 浅田議員。
- ○10番(浅田晃弘) 答弁ありがとうございました。

この例外規定による野焼きをする場合に守るべきこと、連絡等の手順も示していただいたほうが良いのではないかなと思いますので、取り組み方よろしくお願いいたします。

次に、地域の生活環境の維持、特にごみの分別、収集を中心に、外国人との良好な共生についてお尋ねいたします。

近年、本町においても、近隣市町と同じように外国人の姿をよく見かけるようになりました。

現在、本町では約250人の外国の方がお住まいになっていると聞いていますが、このほど国会において、出入国管理法改正案が衆議院また参議院で可決され、報道によりますと、政府試算では5年間で約35万人の外国からの特定技能実習生(外国人労働者)を受け入れるとのことであり、政府はこの法案の施行を来年4月から行いたいとのことであります。この法案が施行されれば、本町においても、さらに外国人の方が増えてくるもの

と思われますが、その場合、地域住民との関係が重要になってまいります。

今までも、本町内で外国人と地域住民とのトラブルが幾つか発生していると聞いております。その原因は言葉、習慣等の違いからくるものであると思いますが、地域とのより良い関係を維持するには、地域の生活環境を守っていただき、特に日常生活での基本的な事柄であるごみの出し方や分別、火の用心などを守ってもらうことが必要と思います。

そこで、特にごみ出しについてお聞きしたいと思います。

ある地域では、中国の方がお住まいの近くのごみステーションに、日本語とは別に中国語で収集日や分別の看板が設置されています。聞くところによると、地域が要望し役場に作成してもらったとのことでありました。

私は地域と町がタイアップしていることはよいことだと思います。その他の地域においても、外国人がお住まいされている地域のごみ収集等の対応について、現在どのような対応をされているのか。また、今後どう対応されるかをお伺いいたします。

- ○議長(谷口 整) 垣内課長。
- ○建設環境課長(垣内清文) 近年、町内のおいても外国人労働者の転入が増加しており、 言葉や生活習慣の違いなどにより、ご質問のございましたごみの出し方についての課題が ございました。

以前、地域の方から、「中国から来られた方々にもわかるよう、ごみステーションへの中国語表記やごみを出す場所などを示したチラシを渡したい」というご相談がありました。その際に、ごみステーションの看板の上に「燃やすごみ」など中国語表記したシールを張り、ごみの種類別に出す曜日を書いたチラシを作成して配布しましたところ、ごみの出し方について改善されてきたというところでございます。

これまで、本町ではそのようなものを作成したことがありませんでしたので、他の自 治体の事例などを参考にしながら、手探りで行ったものでございます。

近隣自治体でも、外国人住民への対応として多言語による説明チラシなどを作成されており、城南衛生管理組合構成市町におきましても、英語、中国語、韓国語版などを作成されていると聞いております。

本町におきましても、今後増加するであろう外国人労働者に対応するため、事業所や 雇用主からごみの出し方を含めた町内での生活ルールなどについてご指導していただくよ う、商工会や工業団地管理組合などと連携してまいりたいというふうに考えております。

また、他の自治体の事例などを研究しながら、外国人住民に向けた多言語版ごみの出し方チラシの作成、ホームページへの掲載について検討していきたいというふうに考えて

おります。

外国人住民に限らず全ての住民に対して、生活環境の保全のためにも、今後も啓発を 推進してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(谷口 整) 浅田議員。
- ○10番(浅田晃弘) 聞くところによりますと、ある地域に外国人専用の寮を建設されるとの話や、先ほど述べました外国人が住んでおられる地区においては、外国人の雇い主に対し、最低守るべきごみの出し方、火の用心、騒がないの3つ、ごみ、火災、騒音を守ってもらうことを文書で伝えているそうです。

今後、懸念されるのは、災害等が発生した場合、言葉が通じにくいと思われる外国人への避難誘導等の防災対応です。近助の地域自主防災会だけでは限界があると聞いております。

そこで、提案ですが、外国人が転入の際に、本町で生活する場合の心得的なものや防 災について、パンフレットをお渡ししていただくことにより、外国人の方の安全を守り、 また、地域住民とのよりよい関係の中で共生できるのではと思います。

今後予想される外国人の増加と地域住民とのよりよい関係で共生していくために、町 としてどのような方策を考えておられるのか、お聞かせください。

- ○議長(谷口 整) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) ご答弁申し上げます。

本町におきましても、外国人住民はこの10年間で約1.6倍に増え、現在16カ国261人の外国人が本町で生活をされております。

こうした状況におきまして、外国人住民の皆さんが地域社会を構築する一員として、 必要な行政サービスを受けると同時に、住民として守るべき事柄についても理解を求めな がら、多文化共生の地域づくりを行っていくことが必要となっております。

外国人住民は、言葉の問題から日本人住民とのコミュニケーションがうまくとれないため、日常生活に必要な知識や情報を得にくいケースが多いと思われます。本町では、これまでもホームページの表記や観光パンフレットの一部を多言語化する取り組みを行ってきました。

また、防災情報に関しましては、ホームページ上に一般財団法人消防防災科学センターで発行しています多言語対応防災パンフレットへのリンクを設け、外国人住民に対する防災知識の普及啓発を図るとともに、外国人の方を雇用している事業所などにもパンフレットの活用を促しております。

今後は、滞在期間の長期化や定住化を見据え、より外国人住民の生活ニーズを捉えた 行政・生活情報の提供が必要になってくると考えており、近隣団体の実施状況も参考に、 地域間の実情に即した情報提供の多言語化に努めてまいりたいというふうに考えておりま すので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 浅田議員。
- ○10番(浅田晃弘) ありがとうございました。

今後の外国人の増加、さらに住民の高齢化の進行により、地域の生活環境が変わろうとしています。町として、住民、地域の環境の維持には、これまでも諸課題について努力をいただいているところですが、今後増大する外国人との共生についての適正な対策、施策を早期に講じていただくようお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(谷口 整) これで、浅田晃弘議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。午後の再開は1時20分に再開をしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

休 憩 午後 0時15分

再 開 午後 1時20分

- ○議長(谷口 整) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 一般質問を続けます。今西久美子議員の一般質問を許します。今西議員。
- ○3番(今西久美子) 今西久美子でございます。通告に従いまして、一般質問を行いま す。大きく2点ございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

1点目は、小・中学校施設の一体型についてでございます。

まず、建設予定地についてお聞きをいたします。

宇治田原町は現在の田原小学校、宇治田原小学校の2つを統合し、2024年に維孝館中学校周辺に新しく小学校を開校する予定とされております。しかし、予定地の維孝館中学校周辺というのは土砂災害警戒区域、浸水想定区域に指定をされております。新庁舎の建設予定地は災害想定区域はだめだとしておきながら、まちの宝である子どもたちが一日の多くを過ごす学校施設はなぜ災害想定区域でもいいのでしょうか。その点をお聞きいたします。

- ○議長(谷口 整) 岩井課長。
- ○学校教育課長(岩井直子) 現在、小中一貫教育に係る学校施設を一体型、隣接型とし

た場合、本町の特性や地理的状況等から検討いたしますと、新たな土地で新たに施設を建設するのではなく、既存の学校施設や教育関係施設を有効に利用することのできる維孝館中学校周辺が最善であると考えたものです。

ご指摘のとおり、中学校周辺は土砂災害警戒区域、浸水想定区域となっています。近くを流れる田原川につきましても河川改修を行うなど、今日まで対策が図られてまいりました。土砂災害警戒・浸水想定区域であるという状況を十分勘案し、防災担当等関係機関とも協議の上、安全対策や細かな避難対策等の徹底を図っていくことが重要であると考えております。

- ○議長(谷口 整) 今西議員。
- ○3番(今西久美子) 教育委員会としては、防災という観点から議論はされておりません。先日の文化センターでの説明会におきましても、そういうご答弁があったかと思います。

この災害が想定される場所に学校施設を建設するということは、私は危機管理という 点では非常に不十分だというふうに思いますが、町長部局として、どういう検討をされた のか。

町長は新庁舎の建設予定地については、このようにおっしゃっておりました。「想定外ということは言えない」「住民の命、暮らしを守る拠点となる庁舎は被災しないということを優先的に考えること」「雨の量は制御できないし、自然界の力はなかなか厳しいものがある」。そのとおりだと思います。こう言って、絶対に被災しない場所にと、本当に熱く熱く語られました。

町長にお伺いをしたい。まちの宝である子どもたちが一日のその多くを過ごす学校施設が、被災しないということを優先的に考えなくていいんですか。土砂災害や浸水が起きる可能性がある場所で本当にいいと思っておられるのか、いかがでしょうか。

- ○議長(谷口 整) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) 答弁申し上げます。

子どもたちの安心・安全を確保することは、何よりも重要なことであると認識をいた しております。

維孝館中学校周辺はご指摘のような区域となっていることは、先ほども学校教育課長が申し上げましたように承知をしておりますが、今後、整備施設の内容や規模等が具体化してくる中で、どのような安全対策が必要なのか、また、どのような対応が可能なのか等を十分に検討し、住民の皆さんのご理解をいただけるよう努めてまいりたいと、このよう

に考えております。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 今西議員。
- ○3番(今西久美子) 浸水については、事前に予測ができるかと思います。ですが、地震というのは突然にやってまいります。先日の北海道では、地震による土砂崩れが本当に広い地域で起こりました。

この維孝館中学校周辺は、土砂崩れというのは想定外じゃないんです。既に想定をされていることであります。今の田原小なり宇治田原小学校については、土砂災害の警戒区域ではございません。

なぜ今安全なところにあるものをわざわざ危険なところに移転をしなければならない んでしょうか。そうまでして一貫教育を進めないといけないんでしょうか。そういう議論 はされましたか。

今、ご答弁で子どもたちの安全・安心の確保が何より大事だとおっしゃいましたね。 それならば、こんな危険なところに持ってくること自体が、私は間違っていると思います し、これで住民の理解が得られるとは思いませんが、いかがですか。

- ○議長(谷口 整) 西谷町長。
- ○町長(西谷信夫) 本町の宝である子どもたちだけでなく、全ての住民の皆さんの安心・安全を確保すること、これは何よりも重要であると考えてきたところでございます。 今までからもハード面、ソフト面、可能な限り防災・減災対策にも取り組んできたところでございます。

本件につきましても、安心・安全のための施設整備については、十二分に協議検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 今西議員。
- ○3番(今西久美子) 決定する前に、私は十分検討するべきだったというふうに思いますよ。現時点では検討も不十分ですし、住民への説明も、住民的な議論も不十分であると思います。にもかかわらず、一体型ありき、スケジュールありきの議論で本当にいいのかどうか、非常に疑問でございます。

次に、決定の仕方についてお伺いをしたいと思います。

先日実施をされました説明会、文化センターで行われたものですが、広報を見た住民 の方からさまざまな声が寄せられたということをおっしゃっておりました。広報というの は、この黄色い広報のことだと思いますけれども、「一貫教育について、何が行われているのかわからないままこの広報を見て、とにかく驚いた」という声が多かったということを報告されました。

教育委員会からの説明が不十分で、一貫教育についての理解が得られないまま今日まできたことについて、学校教育課長からお詫びの言葉があったところであります。つまり、広報が不足し、住民の皆さんに対し十分説明できておらず、理解が得られていないということについては、教育委員会も認めてはるんですね。

平成25年12月の小中一貫教育推進協議会だより、アンケートの結果の報告ですけれども、この中に、「今後、できるだけ拙速に走ることなく、一層丁寧な情報発信と説明、保護者、地域住民の皆様からの意見等の聴取に努める」というふうに書かれております。

また、平成26年3月に出されました教育委員会広報「宇治田原町の教育」の中でも、「今後、宇治田原町の特色ある小中一貫教育の進め方や将来の小・中学校の施設のあり方について、町民の皆様のご意見を伺うとともに、丁寧な説明に努め、方針を定めたいと考えております」、こういうふうに書いてあるんです。

もう方針決まりましたね。説明することもなく、意見を聞くこともなく。

今回の小・中学校施設の一体型の決定については、今申しました説明も不足、意見を聞くことについても不足、私はたった4回の教育委員会の机上の議論で決定されたというふうに思っております。このような決定の仕方で本当に問題はなかったのでしょうか。

○議長(谷口 整) 岩井課長。

○学校教育課長(岩井直子) 小中一貫教育に係る方向性、より効果を上げるための施設、 用地の考え方につきましては、平成25年の宇治田原町小中連携・一貫教育のあり方検討 会議の答申や小中一貫教育推進協議会のアンケート結果をもとに研修や検討を重ね、熟慮 し導き出してきたものであると考えております。

ただ、小中一貫教育の取り組み状況や効果として、子どもたちの様子を機会あるごと にお知らせをしてはまいりましたものの、十分なお伝えができていなかったところもある と認識をしております。

教育委員会といたしましては、教育的視点から、これまでの過程においてまとめてまいりました結果を、方向性、考え方としてお示しをさせていただくことが責務であり、それをたたき台として今後の議論を深め、さらに検討を重ねていくことが重要であると考えております。

現在行っております説明会も、できる限り小単位で皆様方の声を聞かせていただくよ

う努めているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷口 整) 今西議員。
- ○3番(今西久美子) 確かに、先ほど松本議員もおっしゃっていましたけれども、小中 一貫教育についてはずっと検討されてきたと思っております。ただ、施設をどうするかと か、用地の考え方については、あり方検討会議でも推進協議会でも、私は議論はされてい なかったというふうに思いますよ。

あり方検討会議では、施設のあり方については将来方向性を打ち出す必要があると、このように提示はされましたけれども、教育委員会の議事録を見てみますと、前内田委員長が宇治田原町は分離型でやるんですねと、はっきり何回も念を押されていたということはおっしゃっておられました。施設の問題については、全然触れないで棚上げにしてきたということもおっしゃっていた。

その後、子どもの数が減って、1学年単学級が増えてきたことに対する危機感を高めたことから、実質平成28年の12月の定例会から29年の3月までの4回にわたって集中して議論をしてきたと。

つまり、宇治田原町はずっと分離型の中で小中一貫教育をどう進めるかということを 議論し、検討されてきた。施設問題については、この実質4回の教育委員会定例会で決定 をしたということじゃないですか。

今、ご答弁で方向性や考え方を示して、たたき台としてとおっしゃいますけれども、 たたき台じゃないですよ、これもう決定でしょう。説明会でもスケジュールは変更しませ んと、はっきりおっしゃったじゃないですか。私はそこが問題だと申し上げております。

増田前教育長は、おおむね住民の理解は得られていると、賛同を得られているという ふうにご答弁をされておりました。この間、説明会も開いていただいておりますが、住民 の皆さんからの意見をお聞きになって、教育委員会として、現時点で施設一体型について 住民の理解は得られていると感じられましたか。

- ○議長(谷口 整) 岩井課長。
- ○学校教育課長(岩井直子) 小中連携・一貫教育のあり方検討会議のまとめの中に、「施設のあり方について選択が必要な時期が来るとされる中で、地域を挙げて子どもたちを育てていく理念に違わぬ方向性を打ち出すこと」とあります。これは、まとめの報告を受けて、しっかり本町の学校のあり方を導き出すよう託された言葉であると考えます。

教育委員会といたしましては、この言葉を重く受けとめ、責務として施設のあり方、 考え方をまとめてきたものでございます。 小中一貫教育を推進することは、ご理解をいただき現在の分離型で進めております。 しかしながら、現状として、児童・生徒や教職員に移動や移動の時間の超過等負担がかかったり、多岐にわたる専門教科を受ける機会が最小限になるなど、子どもたちの多様な可能性を引き出す本来の一貫教育の良さを十分に発揮できない状況にございます。

施設のあり方につきましては、一体型、分離型それぞれのメリット、デメリットを研究し、本町の状況に合わせて考えてまいりました。その結果、本町において独自の小中一貫教育を効果のあるものにするためには、一体型が最善であり、小中一貫教育を推進するのであれば、施設一体型と切り離して考えることは難しいと存じます。

- ○議長(谷口 整) 今西議員。
- ○3番(今西久美子) そんなこと聞いていないんです。住民の理解が得られていると感じたかをお聞きいたしました。聞いたことには答えていただけなかった。理解が得られたとは言えないということだと理解をいたしました。

今回、一体型、分離型、それぞれのメリット、デメリットを研究したと今おっしゃいましたけれども、この黄色い広報紙にはメリットしか示されておりません。

住民の意見をできる限り反映していきたい、先ほども松本議員の質問に答弁されましたけれども、一体型は、さっきも言いました、既に決まっているんですね。結局、決まったことを押しつけて納得いただけるように説明をすると、そういうスタンスでしょう。

私、以前から何回も紹介をしております奥山田小学校の場合、保護者をはじめ地域の皆さんなど、本当に何度も何度も話し合いをされて、議論をして、その結果として宇治田原小学校との統合を決定されたんです。何年もかかったと聞いております。

統合したら、宇治田原小学校に通えるようになるから、子どもたちが奥山田に帰って くると、そういう期待もありましたけれども、現状はどうでしょうか、そうなったでしょ うか。地域の方からは、「学校がなくなって寂しい」という言葉をいまだに聞きます。

教育委員会は、宇治田原というのは学校と地域の結びつきが強いと。地域ぐるみで子どもを育てていただいているということをおっしゃっております。それは、私もそうですけれども、自分自身の母校であったり、我が子や孫が通っている学校であり、おらが学校という意識が、やはり根底にあるからじゃないかなというふうに思います。

それを、地域の皆さんにも十分説明もせず、議論もせず、地域から小学校をなくすわけでしょう。そんなことで、今後も教育に対して住民の皆さんの理解や協力が得られるとお思いでしょうか。

さらに言えば、人口ビジョンの中で、町は2040年に人口を1万人に増やすとされ

ております。子どもだけが増えるわけじゃないと、そういう回答も現にありましたけれども、同時に年少人口、15歳未満ですが、についても計画されているんですね。2020年、来年には1,140人、今より減る予想をされておりますが、小中一体型の施設を開校する1年後の2025年には1,229人に、この5年間で約90人も増えると予測されているんです。その後も、5年ごとに100人以上増やすと計画されております。

将来、将来というふうに、よくおっしゃいますけれども、20年後の将来には年少人口は1,600人です。このときには、町教委が言う適正規模になるわけです。なのに、この計画についても全く議論がされておりません。子どもの数が減ることだけが前提に議論がされてまいりました。この計画とも全く整合性がない。

新教育長のもと、一体型決定ありきでなく、説明会で出された意見や今私が申し上げたことなどをきちんと教育委員会で伝えていただいて、私はもう一度、一からご議論いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長(谷口 整) 奥村教育長。

○教育長(奥村博已) この問題につきましては、いろんな意見があるということも承知 しております。しかし、小中一貫教育を進めるという基本に立ちまして、施設一体型の方 向性を定めていくことにつきましては、先ほど課長からもご答弁させていただきましたと おりでございます。

方向性につきましては、1つに小中一貫教育、それから、先ほど議員さんからもありました児童数、そして地域の問題、そういった3つを教育的視点から考察し、総合的に導き出したものであります。

説明会におきましても、住民の皆様に説明を申し上げ、また、今後も説明会を開催していく予定をしております。

教育委員会といたしましては、さまざまなご意見をお聞きするとともに、小中一貫教育を推進するに当たっては、また特別委員会とも協議していくことではございますが、現状の方針に従って進めていきたい、そのように考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(谷口 整) 今西議員。

○3番(今西久美子) 議会としても、小中一貫教育に関する特別委員会も設置をされる 予定をしておりますし、私は私で一体型、分離型についての学習もさらに深めていきたい と思っておりますし、また、住民の皆さんとも十分対話をしながら、引き続き議論を深め ていきたいと思っておりますけれども、町長も教育長も、私がこれまで申し上げましたこ とを、本当に子どもたちにとって、宇治田原のまちづくりにとってどうなのかと。本当に 一体型でいいのか。

先ほど総合計画の見直しの時期やというお話もございましたけれども、もう決まったことやからということではなくて、立ち止まることも、後戻りをすることも含めて、本当にもう一度よく考えていただきたい。これ、本当に切にお願いをしておきます。

次に、大きな2点目の住民の声を生かした町政運営についてお聞きをいたしたいと思います。

1点目は住民の知恵や創意を生かす取り組みについてでございます。

まちづくりをしていく上におきまして、住民の声を十分反映させる必要がございます。 町長は、住民の声を聞くのはいつも大変重要だというふうにおっしゃっています。行事な どにおけます臨時町長室の開設や町長ホットライン、また出前講座などに取り組まれてい ることについては、承知をしておりますが、私はさらに住民の声を聞く場として、定期的 な地区ごとの住民懇談会や地区懇談会を開催するだとか、また、9月議会の決算委員会で も申し上げましたが、中学校等に出向いて、子どもたちの意見を聞くだとか、町長みずか らが積極的に地域に出かけていって、住民の声を聞く機会をつくり、住民の知恵や創意を 町政運営に十分生かすということをされてはいかがでしょうか。

○議長(谷口 整) 清水課長。

○総務課長(清水 清) 本町におきましては、住民の皆さんの知恵や創意を町政に活かすため、広報紙やホームページ等を通じた行政に関する情報提供の充実を図りながら、さまざまな広聴活動に取り組んでいるところでございます。

町の各種施策におきましても、それぞれの分野でご活躍いただいている方々に行政委員として町政に参画いただき、広く意見をお聞きする中で、町政に反映しております。

また、特に町の主要な施策等に関しましては、個別のテーマで説明会を開催するなど、 現地現場主義の姿勢のもと、あらゆる機会を通じて住民の皆様との対話にも努めていると ころです。

住民と行政が協力し、ともに歩んでいくまちづくりに今後も取り組んでまいりたいと 考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(谷口 整) 今西議員。

○3番(今西久美子) ただいまの答弁では、広報紙やホームページ等で情報提供の充実 を図っているということでしたけれども、例えば新庁舎の建設予定地の決定の際には、2 016年9月に新聞報道がございまして、それから翌年の2月まで住民には全く知らされ ずに、議会からも説明不足は否めないとして、早期に住民説明会を開催し丁寧な説明を行うよう附帯決議が出された経緯がございます。

先ほどから申しております小中一体型につきましては、10月の説明会で保護者の方から「説明もないままに決まってしまって残念である。住民の意見を聞かずに押しつけるやり方では、宇治田原に魅力を感じない。こんなところに住みたいと思わないのではないか。住民の意見を聞いて決定してほしい」、こういう声がございました。

私どもに寄せられた声の中にも、「説明不足、住民の声を聞くことが役場の仕事ではないか。ないがしろにしているようであれば賛成できない」「決定ありきで進められているように思う。練り上げられた案は変更もありの状態で住民におろしてほしい」、こういった声が寄せられております。

また、先日の11月9日付の地方紙に投書が掲載をされました。読まれたことと思います。「段取りが間違っています」という大見出しのもとに、「今月初め、町役場から小中一貫教育説明会を開催しますというお知らせのチラシが入りました。またか、私は思うのです。いつもの役場のやり口や」、中略しますが、「一遍決めたら、そんなもん絶対変えよらへんで」というのが多くの住民の声なき声です。

また略しますが、「町の素案の段階で、どうして公表しなかったのか、どうして住民 と話し合いの場を設けなかったのか。そうした会合を重ね、住民も行政も、反対も賛成も、 双方納得の素案ができてから議会上程があるべき姿ではないでしょうか」、このように書 かれてございました。

ご答弁では、個別のテーマで説明会を開催するなど現地現場主義の姿勢のもと、あらゆる機会を通じて住民との対話にも努めているということでしたけれども、先ほどからも申しておりますように、町が実施する説明会というのは新庁舎にしろ、小中一体型にしろ、決まったことを報告する説明でしかございませんでした。これが現地現場主義の姿勢ですか。

今回の小中一体型につきましては、どれだけ住民の皆さんと議論し、合意のもとで町 の決定が行われてきたのかといえば、非常に疑問が残ります。

例えば、京都の与謝野町では、毎年全ての地域で懇談会を開いておられます。その結果や内容を全てホームページで報告もされています。一度ホームページごらんになってください。

当初予算の概要資料をつくり、それを懇談会で配り説明をし、そこでいろんな意見が 出されますけれども、町政懇談会の質疑応答集というのをつくって、全てホームページで 公開をされています。

昨年は、24会場で延べ522名の皆さんが参加をされたという報告もされておりました。これは毎年、町が地域に出向いていって、そういう声を聞こうという姿勢が定着してきている表れであり、住民の皆さんの中でそういう議論が起こって、活発な意見が交わされていく。私はこれが非常に重要やというふうに思います。

住民と行政がともに歩んでいくとおっしゃるなら、私は決定前の段階でいろんな施策について、もっと積極的に住民のもとへ足を運んで、8割、9割の住民と対話をする、それぐらいの姿勢で取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(谷口 整) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 町の各種施策につきましては、行政の責任でまずはしっかりと した案を作成し、住民の皆さんにお示しすることが原則であると考えております。

そのような中で、住民の皆さんのご意見を町政に活かすため、住民生活に広くかかわりのある町の基本的な計画、条例等の策定過程において、その立案段階で考え方や内容を公表し、住民から意見や提案を求めるパブリックコメントの実施、会議の公開などにも取り組む中で、住民の皆さんの声を聞く機会の拡大に努めています。

先ほども申し上げましたが、住民の皆さんのご意見を町政に活かすため、行政と住民 をつなぐ広報・広聴活動に取り組んでいるところでございます。

今後も、住民の皆さんと地域の課題に関する問題意識を共有しながら、よりよい行政 運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 今西議員。
- ○3番(今西久美子) 私は行政が案を作成する前にしっかりと住民と議論をしてほしい というふうに申し上げております。

西谷町長は、過去の町長さんに比べても、本当に地域にどんどん出ていってはるということもお聞きをしました。それに対しては敬意を表するものです。ただ、やっぱり行政として、皆さんに声を聞かせてくださいという、そういう姿勢を示すべきだというふうに申し上げております。

ぜひとも、今後、説明会の開催等々もしていただいていますけれども、決定の前にしっかりと住民の皆さんの声を聞く、そういう取り組みをぜひともしていただきたいというふうに思っております。

では、最後に、住民投票条例の制定についてお聞きをいたしたいと思います。

1996年に新潟県西蒲原郡巻町で初めて常設型の住民投票条例が制定をされて、住民投票を行って以来、地方自治体の重要な課題について住民投票に関する条例を制定し、実施された住民投票の結果に基づいて政策決定がなされる事例というのが増えてきております。

宇治田原町においても、住民の声を生かした町政運営を推進するために、住民投票条 例を制定してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

- ○議長(谷口 整) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 本町では、行政が提案する各種の施策を町議会で活発に議論していただき、主権者である住民の声を町政に反映する努力を議会と行政の双方が積み重ねてまいりました。

住民投票は、本来必要とされる住民、議会、首長の各主体の十分な話し合いに基づく 合意形成を損なう可能性や制度の乱用についての懸念が指摘されているところでございま す。

そうした課題が十分に解消されていない現状において、制度の導入を検討できる環境 にはなく、条例を制定することは考えておりません。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 今西議員。
- ○3番(今西久美子) 国は、地方分権改革というのを進めてまいりました。私は、これは地方自治体の自己決定能力の強化とともに、地方自治体の政策形成過程、プロセスですね、そこに住民みずからが積極的に参画をして、これまで議会と行政が中心に担ってきた政策を決定するまでのプロセスに、住民が参加をする機会を保証することが求められるようになったのではないかなというふうに思っております。

最近では、兵庫県の篠山市で市の名前を丹波篠山市に変更することについての賛否を 問う住民投票が実施をされました。

2000年ごろから進められてまいりました平成の大合併の過程の中でも、合併協議 会の設置や合併の是非を問う住民投票条例制定を求める直接請求が行われ、多くの自治体 で住民投票が実施をされてきたところでございます。

確かに住民投票は一般的に代表民主制を否定するものという意見もございますし、先 ほど課長が答弁をしていただきました議会との議論、これは大事だというのはもちろんわ かっておりますが、ただ、この代表民主制を補完し、さらに強化をする機能の一つとして、 この住民投票というものの重要性というのが高まってきているのではないでしょうか。 2000年10月に出されました第26次地方制度調査会の地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申というものがございまして、そこには住民投票制度に関し、「我が国の地方自治制度の根幹は代表民主制であり、住民の意思の反映手段として、住民の直接選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たすことを前提としているが、複雑化した現代社会において、多様な住民のニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるためには、代表民主制を補完する意味で、直接民主制的な手法を導入することも必要であり、このため様々な住民意思の把握手法が活用されているところである」とされ、さらに、「住民が投票によりその意思を直接表明するという住民投票の制度化の検討は、住民自治の充実を図るという観点から、重要な課題である」と、その重要性について言及をされております。

課題が十分解消されていない現状においては、検討できる環境にはないというご答弁 でしたけれども、重要な課題であるということをぜひともご認識いただき、一歩でも前へ 進むようご努力を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(谷口 整) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) ご質問の中にありましたが、議員が示された第26次地方制度 調査会の答申では、同調査会が住民投票の制度化について検討を行ったところ、住民投票 の対象とすべき事項、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力のあり 方など、種々の検討すべき論点があり、成案を得るには至らなかったことが報告されてい ます。

この答申から18年が経過した今日におきまして、制度をめぐる諸課題は解決に至っておらず、同様の理由により条例を制定することは考えておりません。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 今西議員。
- ○3番(今西久美子) 私も代表民主制を否定するものではございませんし、何でもかんでも住民投票で決定すればよいということも考えておりません。

行政も議会も十分な情報公開をして、より透明性を確保して、あらゆる手段を通じて 住民の参画の機会を充実させ、住民の合意のもとに政策を決定するということが何よりも 重要かなというふうに思っております。その一つとして住民投票があるんだと。

私、今回の小中一体型、地域から小学校をなくすかどうかという問題については、住 民投票にかけるべき本当に重要な事案だというふうに思っております。

答弁にございました課題につきましては、実際実施をされている自治体では、対象事

項や非対象事項をきちんと規定をすることや、乱用を防ぐための手だてなど、さまざま工 夫がなされてございます。

課題解決に向け、ぜひとも先進自治体の事例を研究していただきたいということをお願いし、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長(谷口 整) これで、今西久美子議員の一般質問を終わります。 次に、垣内秋弘議員の一般質問を許します。垣内議員。

○4番(垣内秋弘) 通告に従いまして、4番、垣内秋弘が質問をいたします。

1件目は、平成31年度の予算編成について質問いたします。

なお、この内容につきまして、基本的な考え方及び重点施策等々につきましては、午前中の松本議員と重複いたしますので、私のほうは全て割愛したいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、災害時における安心・安全への対応予算についてお伺いしたいと思います。 近年、全国的な傾向として、頻繁に発生する災害については、予測することは難しい 状況ではありますが、有事の際、住民への安心・安全を考えたとき、一刻の猶予も許され ることはできない、待ったなしの状況であります。

今後、数年にわたり、大型事業が目白押しに計画されている中ではありますが、災害 対応予算の枠組みを予算の段階で拡大してはというふうに考えるところでありますが、ご 所見をお伺いしたいと思います。

- ○議長(谷口 整) 西谷町長。
- ○町長(西谷信夫) それでは、垣内議員のご質問にお答えを申し上げます。

近年、毎年のように大規模な災害が発生しており、本年も大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、また台風12号及び20号、21号など、各地に甚大な被害をもたらしたところでございます。

本町におきましても、平成30年7月豪雨では、町道郷之口高尾線で土砂崩れが発生 し、住民の皆様方に大変ご迷惑をおかけしたところでございます。

この土砂崩れに対する災害復旧事業費については、当初予算で計上しておりました予算額を大幅に上回るとともに、早急な対応が必要であったことから、補正予算の専決処分をさせていただき、ご承認をいただいたところであります。

このようなことからも、当初予算における災害復旧費の増額を行うことにより、有事の際に迅速な災害復旧に着手できることから、厳しい予算状況ではございますが、当初予 算編成の中で、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう お願いを申し上げます。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 垣内議員。
- ○4番(垣内秋弘) ただいま西谷町長から、厳しい予算状況ではあるが、有事の際に迅速な災害復旧は必要として、当初予算編成の中で前向きに検討してまいりたいと、前向きなご答弁をいただきまして、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、3点目は消費税10%に対応した予算についてお伺いいたします。

来年10月から消費税が10%に増額されることは、ほぼ決定的と言っても過言では ございません。過去を振り返ってみますと、平成元年に消費税3%を導入されて以来、平 成9年には5%、平成26年に8%、そして来年10月に10%の導入の計画がされてお ります。

現在の8%では、国の消費税が6.3%、地方消費税が1.7%、10%になったときの標準税率での見通しでは、国が7.8%、地方消費税が2.2%と予測されておるわけでございますが、今度の消費税は軽減税率とともに経過措置にも対応しなければなりません。そうなれば、当面は消費税全体で8%に落ち着くかといった予想もされております。

中でも、食品業界が複雑な対応が求められるわけであります。あわせて期間限定でポイント還元制度5%の導入やプレミアム商品券も検討され、経済への影響を考慮したとはいえ、ばらまきではないかといった声もある中、国民の認識もさることながら、行政側の対応にも複雑化に備え入念な準備が必要と思いますとともに、税収にも影響が出てきますが、影響度とあわせ当初予算にどのように反映していくのか、お聞きしたいと思います。
〇議長(谷口 整) 矢野課長。

○企画財政課長(矢野里志) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を 行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、平成31年10月1日から消費税 率が10%に引き上げられることとなり、現在、国においては、キャッシュレス決済にお ける5%ポイント還元、軽減税率の経過措置をはじめとする消費税増税対策等の議論が進 められているところであります。

今回の消費税の税率引き上げに伴う町財政への影響につきましては、歳入では地方消費税交付金とその影響を受ける地方交付税、歳出においてもその影響は受けるものの、未確定な要素があることから、具体的な影響額を算出するのは困難な状況であります。

今後は、年末に向けて税制改正における国の議論を注視するとともに、年明けに公表 されます地方財政計画の内容を十分考慮し、当初予算を編成してまいりたいと考えますの で、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(谷口 整) 垣内議員。
- ○4番(垣内秋弘) 現状では、国の方針が未確定要素の含みがある中では、具体的な影響度を算出するのは困難な状況であるとご答弁をいただきました。今後、国の動向を注視して予算編成の中で有効に施策を打っていただきたいと思います。
- 一方、行政が徴収する水道料金についてはどうなるのか。このことにつきましては、 住民が一番関心を持っている内容でありますが、基本的な考え方をお示しいただきたいと 思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。
- ○議長(谷口 整) 青山課長。
- ○上下水道課長(青山公紀) 平成28年4月の消費税法の一部改正により、来年の10 月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。

今回の消費税率引き上げに伴う上下水道料金への消費税増税分の転嫁につきましては、 消費税法が改正された趣旨を踏まえ、また、前回の引き上げの際に、国から消費税率引き 上げに伴う公共料金等の取り扱いについて、適正な転嫁を基本として対処すべき旨の通知 があったところでございます。

それらを踏まえ、消費税率引き上げ時期に合わせて、料金改正を行う予定であります。 なお、料金改正に際しましては、一般広報に加え、戸別にも十分お知らせをしてまいりま すので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷口 整) 垣内議員。
- ○4番(垣内秋弘) ただいま水道料金について、消費税率の引き上げ時期に合わせて料金改正を行う予定とご答弁をいただきました。周知をきちんとすれば、住民の理解は得られるというふうに判断いたしますので、どうぞ徹底してよろしくお願いしたいと思います。

なお、水道事業につきましては、今、国において民営化、また府においては広域化、 広域連合及び統合検討もされておるわけでございます。詳細は未定ですので、今後の中で 検討内容について見守ってまいりたいというふうに思います。

この内容につきましては、いずれにいたしましても民営化が具体化すれば、料金の高騰や、また水質の悪化を招く海外での課題事例もあり、慎重な対応が求められますとともに、府の統合化についても、自治体によりかなりの条件のばらつき、温度差というのはございますので、課題へのクリアは非常にハードルが高いというふうに思います。今後の動向を注視してまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、2件目は自治功労者表彰について質問をさせていただきます。

自治功労者表彰の目的・趣旨は自治行政のために尽くした功績が顕著であって、ほかの模範となることであると思うところであります。現在、本町においては自治功労者表彰制度がありますが、主として対象となっていて受賞されている人は町長、また議員が大半であります。

現状での自治功労者表彰に関し、どのような思いと判断をされているのか、当局の見解をお伺いしたいと思います。

- ○議長(谷口 整) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) ご答弁申し上げます。

自治功労者表彰は、長年にわたり本町自治の発展と住民福祉の増進に力を尽くされ、 その活動実績が特に顕著な方に対しまして、敬意と感謝の意を込め表彰を行うものでございます。

地域社会への長年の功績を顕彰し、それにふさわしい評価、待遇をなすことには大きな意義があり、自治功労者表彰は高い志を持って地域の振興、発展のため日々努力を積み 重ねる人々にとって大きな励みとなってきたと考えます。

条例の規定に基づき表彰を受けられました自治功労者の皆様は、本町の自治行政運営 に多大なご貢献をされてきた方々であり、大所高所より本町のまちづくりにご指導をいた だいているところでございます。

今後も、自治功労者表彰が本町の発展に寄与するものとなりますよう、表彰制度の適 正な運用に努めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 垣内議員。
- ○4番(垣内秋弘) 今申し上げましたほかに、自治行政に尽くされた方は多くおられる わけでございますが、他の市町の例を挙げますと、具体的に表彰規程を設けているところ がございます。

例えば1つ目に、地方自治の進展はもとより、教育、学芸等文化の発展に関し著しい寄与のあった人、2つ目に、産業の振興に関し著しい功労のあった人、3つ目に、民生の安定に関し著しい功労のあった人、4つ目に、消防及び水防に関し著しい功労のあった人、5つ目に、公務に関し著しい功労のあった人等々、表彰規程を設けているところがあります。

近隣の市町でも、区長及び消防団長の職にあっては15年以上、また選挙管理委員、 公平委員、監査委員、農業委員会の委員、固定資産評価委員、民生児童委員の職にあって は20年以上在職した者というように、具体的に記載されている自治体もあります。

本町は自治及び公益に関し特に功績顕著な者となっていますが、具体性がなく基準が明確ではありません。今後、本町でも対象範囲を広げるなり、表彰制度設計を見直し、新たに表彰規程を設けるなりして、条例の見直しとあわせ、基準を明確にする必要があると思いますが、当局のご見解をお伺いしたいと思います。

- ○議長(谷口 整) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) ご答弁申し上げます。

宇治田原町自治功労者表彰条例の第2条におきまして、自治功労者の表彰範囲を定め、 同条第6号により、本町の自治及び公益に関し特に功績顕著な者を表彰することとしてお りますが、議員ご指摘のとおり、詳細な役職や在職年数を明記はしておりません。

本町への長年の功労と優れた活動を評価し、その栄誉を称える表彰制度の趣旨に照ら し、各分野でご活躍の方をあまねく顕彰するためには、現状の規程のあり方で十分であり ますか、自治功労者の方々や住民の皆さんのご意見も踏まえながら制度研究に努めてまい りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 垣内議員。
- ○4番(垣内秋弘) ただいま自治功労者表彰制度見直しについては、幅広い層から意見を踏まえ、制度研究に努めてまいりたいと考えているとご答弁をいただきました。ぜひ今後の中でよろしくお願いしたいと思います。

それでは、引き続きまして、3件目は教育問題についてご質問させていただきます。

1点目、新教育長の決意と方針ということで通告いたしておりましたが、この件に関しましても、午前中の松本議員と重複いたしますので、割愛させていただきますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

2点目は、教育行政の課題についてお伺いしたいと思います。

現在、最大の課題は小中一貫教育でありますが、小中一貫教育の質問につきましては、 今年度の6月議会において、私のほうでご質問いたしました。したがいまして、今議会に おいては、当面の課題についてお伺いしたいと思います。

現在、学校教育における課題は山積いたしておりますが、その中で、まず学力向上施 策についてお伺いいたします。

学力テストの最近の状況については、平成27年度の全国学力テストの8項目中、その中で5項目が全国平均を上回っていましたが、平成28年度は8項目中1項目が上回り、

平成29年度、平成30年度に至っては8項目中全国平均を上回っている項目がなかった と伺ってまいりました。

毎年受験する児童・生徒は異なるわけでありますが、高いレベルを維持することが全体のレベルアップにもつながるわけでございます。継続は力なりと言いますが、スポットではなくラインとして継続することが重要であります。

このような結果を踏まえてどのように現状を分析し、次のステップへどのようにつな げ向上させていくのか、ご見解をお伺いいたします。

- ○議長(谷口 整) 岩井課長。
- ○学校教育課長(岩井直子) 児童・生徒の学力向上を図り、子どもたちに未来を生きる力を身につけることは、学校教育において最も重要なことであると考えております。

議員ご指摘のとおり、本町児童・生徒の全国学力・学習状況調査の結果は、ここ2年間、国語、算数・数学とも全国平均を下回っている状況にございます。

小学校では、国語、算数ともに得点分布が全体的に低い状況が見られますので、学力 低位の児童への手だてをさらに充実させるとともに、中位の児童をより伸ばし、中学校に つなげていく必要があると分析をしております。

また、中学校では、入学時に一人一人の学力課題をより詳細に把握し、個々の生徒に 応じたよりきめ細やかな指導が必要であると考えています。中でも、国語の話すこと、聞 くことにやや課題が見られますので、国語をはじめ各授業で、生徒同士が話し合ったり、 自分の考えを発表したりする場面をより増やしていく必要があると分析をしています。

小・中学校ともに、全国学力・学習状況調査の結果を真摯に受けとめ、分析結果と改善策を全教職員が共通認識し取り組みを進め、学力向上につなげていきたいと考えております。

- ○議長(谷口 整) 垣内議員。
- ○4番(垣内秋弘) 学力向上は小中9年間で一貫した教育を行うことが重要である。授業展開のスタンダードとなるものを作成し、それらをもとに日々の授業を展開していき、オール指導体制で取り組んでいきたいとご答弁をいただきました。

学力向上の主たる要因は、何をさておき児童・生徒の頑張りであるわけでありますが、 それを支える教師の指導力の強化と環境づくりが何よりも重要であると考えますが、児 童・生徒個人の頑張りを促す方策及び教職員の資質の向上、レベルアップ、授業改善等、 条件整備の改善をどのように図っていくのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長(谷口 整) 岩井課長。

○学校教育課長(岩井直子) 学力向上を図るためには、児童・生徒が学習意欲を高め、 主体的に学習することが大切ですが、それを支える教員の指導力の向上や学習しやすい環 境づくり、また、家庭での学習習慣確立のため、学校と保護者との連携協働が必要である と考えております。

今年度の学力向上対策といたしまして、全ての授業で生徒の意欲を引き出し指導の狙いに即した学習内容の定着を図るために、授業の進め方を示した学習スタンダードを発達の段階に応じた内容に改め、作成し直したところです。

今後は、学習スタンダードを小・中学校の各教員が共通理解した上で狙いを明確にし、振り返りを重視した授業改善のさらなる徹底、算数の数と計算の定着を図るために、補充学習や少人数教育のさらなる充実、数学的な考え方の向上を図るために、IT機器やIT数材のさらなる活用を行い、個々の児童・生徒に応じたきめ細やかな指導を通して学習意欲を高め、基礎基本の確かな定着を図り、学力向上につなげていきたいと考えております。

また、教師の指導力向上や児童・生徒の学習しやすい環境づくりのために、指導主事の授業参観及び指導助言回数の増加、本年度から開始いたしました若手教員授業研究講座の内容の充実、町単費の学力充実教員等の適正な配置、家庭学習の充実に向けた保護者への積極的な呼びかけ等を行っていきたいと考えております。

- ○議長(谷口 整) 垣内議員。
- ○4番(垣内秋弘) 学力向上対策ついては、必ずしも学力テストの点数さえよければいいというものではないと思いますが、いずれにしても1つの目安になりますので、ぜひ31年度につきましては、少しでも向上するような施策、方法でよろしくお願いしたいと思います。
 - 3点目につきましては、多様化に向けた教育の推進についてお伺いいたします。

情報機器は目まぐるしく発展を遂げる中、学校の教育現場においても、近年に導入された電子黒板は画期的な取り組みと思っていましたが、それがほぼ全域に行き届くと、次のステップとしてタブレットの導入が多く学校で活用されております。

近隣市町でも活用度が高まっている中、今後、改正が予想される学習指導要領にもタイムリーに順応し、学習の充実、向上はもとより、学力向上にもつながると思いますが、本町の小・中学校への導入計画等、お伺いしたいと思います。

- ○議長(谷口 整) 岩井課長。
- ○学校教育課長(岩井直子) 次期学習指導要領の改訂における主要な項目の一つとして、 主体的、対話的で深い学びの実現、いわゆるアクティブラーニングの視点からの授業改善

に向けて、ICTを活用した学習活動の充実を図る旨が規定されております。

ご指摘のタブレット端末は、そうした学習活動を展開するための有効なツールの一つであり、実際に学校現場からも整備の要望を聞いているところです。

本町では、電子黒板を近隣市町に先駆けて導入するなど、ICT環境整備を積極的に 進めてきた経過がございまして、タブレット端末導入の必要性については認識していると ころです。

折しも平成31年度には、小・中学校のコンピュータ室、職員室のパソコンをはじめとするICT機器の更新整備を予定しておりますことから、これらとあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(谷口 整) 垣内議員。

○4番(垣内秋弘) タブレットの近隣の市町、いわゆる宇治、城陽、久御山、井手等々については、もう使用されていると。この近辺では京田辺市、宇治田原が未導入ということでございますので、ぜひそういった面では早急に取り組んでいただくようよろしくお願いしたいと思いますし、先ほど、平成31年度はICT機器の更新、整備を予定しておると、あわせて検討したいとご答弁をいただきました。ぜひこの機会によろしくお願いしたいと思いますが、導入に当たっては、できるだけ早く、早期にお願いしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4点目は、教育課題の中でいじめ・不登校対策についてお伺いしたいと 思います。

まず、いじめ問題は今日的社会情勢の中で底辺が広く多岐にわたっていることは言う までもありません。

いじめは全国で約41万7,000件、うち重大いじめが約410件発生しております。特に携帯電話やスマートフォン、インターネット等々、情報化社会が発達する中、目に見えないところでの交友関係の悪化、陰険で悪質ないじめが横行しています。挙句の果てに自殺に追い込まれるケースが少なくありません。

一般的には事件後に大きな問題になりますが、兆候段階では見逃すケースが多く、対応に手遅れするケースが多く指摘されております。

さて、本町のいじめ問題については、小・中学校のいじめ防止基本方針が作成され、 それを踏まえて平成26年6月にいじめ調査委員会設置条例が制定されました。それ以降、 定期的に実態調査を把握していると思いますが、現状の本町での発生状況について、どの ような状態になっているのか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(谷口 整) 岩井課長。
- ○学校教育課長(岩井直子) 平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、本町においても、同法に基づき学期ごとに年間3回のいじめ調査を実施しているところです。

昨年の2学期から、より詳細に実態を把握するために調査方法が変更されたところですが、現在のところ、法に規定する重大事態は1件も発生しておりません。

現在、2学期の調査を各学校で集計中でございますが、1学期につきましては、重大 事態は0件ですが、「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」、「軽くぶつか られたり、遊ぶふりをして叩かれたりする」などと回答し、児童・生徒が心身の苦痛を感 じていると思われる件数が小学校で69件、中学校で8件ございました。

- ○議長(谷口 整) 垣内議員。
- ○4番(垣内秋弘) 今、小学校児童が心身に苦痛を感じていると思われる件数は69件とお聞きしました。水面下では重大事案につながる案件もあるのではないかと。十分注意しておく必要があります。

一概に比較するのは良いのかどうかわかりませんが、けがが発生頻度を表す法則で、ハインリッヒの法則に例えますと 1 対 2 9 対 3 0 0、つまり、1 件の重大事故の背後には 2 9 の軽微な事故があり、その背後には 3 0 0 の異常、つまりはヒヤリ・ハットが存在するとも言われております。 6 9 件は軽微と捉えるのか、それともヒヤリ・ハットなのかわかりませんが、その背後には重大事案に潜んでいることを念頭に置きながら対応する必要があります。

いじめは表面に出てこない水面下での事象が発生しているもの、また、最初は小さな 出来事でも、徐々にエスカレートし、大きな問題に発生するため、日常から小さな徴候で も見逃さず対応することが重要であるわけでございますが、教育委員会と学校現場との情 報交換、そして連携をさらに強化した取り組みも必要かと思います。

限りなく皆無に向け、活動のスタンダード化を図り、より一層高度な観察も必要です ので、今後の活動への考え方をお伺いしたいと思います。

- ○議長(谷口 整) 岩井課長。
- ○学校教育課長(岩井直子) 児童・生徒の状況につきましては、日常から小さな徴候を 見逃し、重大ないじめにつながることがないように、教育委員会と学校現場との連携を密 にとっているところです。

具体的には、日常的に各学校で生徒指導上の問題事象が起きれば、小さなことでも報告をする体制をとっているだけでなく、学期に1回のいじめ調査以外にも、毎月、生徒指

導の観点、教育相談の観点、福祉的な観点からの報告を教育委員会に行うことを徹底して おります。

また、年間2回のQ-U調査を実施し、担任や学年教師が児童・生徒同士の人間関係を把握し、その変化を早期発見できるように努めたり、府教委から中学校に配置していただいている臨床心理士(スクールカウンセラー)や社会福祉士(学び生活・アドバイザー)を各小学校にも定期的に派遣し、それぞれの専門的な立場から助言をいただき、児童・生徒理解に努めたりしているところでございます。

今後、教育委員会といたしましては、以上の取り組みを継続し、さらに充実させながら、情報社会の進展により、SNSなどの利用に伴う見えないところでの人間関係のトラブルやいじめの増加が懸念されますので、学校や関係機関と連携し、SNSの利活用における危険性や注意点を指導し、情報モラルについての啓発に努めてまいりたいと考えております。

- ○議長(谷口 整) 垣内議員。
- ○4番(垣内秋弘) それでは、続きまして、不登校対策についてお伺いしたいと思います。

不登校につきましては、先ほどのいじめ問題と無関係ではございません。当事者にしてみれば、ごく些細な事象でも悩み、不登校につながっているケースが多いと言われている中で、なかなか減少が図れないのはどこに要因があるのか。原因がわかっていても、対応が図れないケースもあるのではないか。考えてみれば奥の深い問題でもあるわけであります。

不登校とずる休みについては、以前にも申し上げましたが、学校に行かないといけないと思っているのに行かないのが不登校であり、学校に行きたくないから行かないのはずる休みであります。さらに言うと、学校の中で不適応を起こしている、学校生活でうまく合わせられない児童・生徒は不登校になりやすいとも言われております。

学校にはスクールカウンセラーがおられますが、学校へ行かせる専門家ではなく、しんどい子どもたちに対して心理的視点から援助を行う、つまり、子どもの心を理解する専門家であります。

不登校を直接学校へ行かせるのは、本来教師の仕事であると思いますが、カウンセラーとの連携及び役割と任務は十分果たせているのか。あわせて教育委員会とのかかわりと情報共有は図れているのか、現状認識を分析し、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長(谷口 整) 岩井課長。

○学校教育課長(岩井直子) 不登校につきましては、病気や事故による欠席を除き、年間30日以上の欠席がある児童・生徒が対象となります。本町の小学校では昨年度及び今年度の10月末現在ともに0名、中学校では昨年度9名、今年度10月末現在6名となっております。

不登校の要因は一人一人さまざまですが、いずれの場合も、学校と保護者が連絡をとり、本人の生活面、学力面の支援方策について、本人との面談等を通して最善の方法をとっているところです。

スクールカウンセラーにつきましては、臨床心理士としての専門的な視点から、人間 関係等に悩みを抱える児童・生徒や子育てに不安や悩みのある保護者の方々に対するカウンセリングの実施、また、教職員研修における講師として、適切なカウンセリング方法等 について講義をしていただくなど、高い教育的効果が出ているところです。

スクールカウンセラーと学校、教育委員会との連携につきましては、学校の教育相談部、生徒指導部、スクールソーシャルワーカーとの合同部会への定期的な参加や、教育委員会、養護教諭との合同部会への定期的な参加を通して、情報共有を密に図っているところです。

現在、京都府から維孝館中学校に週に1日、年間312時間の配置となっており、その中で小学校にも派遣する形となっておりますが、今後、拡充についても府に要望していきたいと考えております。

○議長(谷口 整) 垣内議員。

○4番(垣内秋弘) いじめ問題につきましては、問題発生時においては、教育委員会は知らなかったというケースが非常に多いわけであります。事が大きくなってから知ったというケースが多く、責任をなすり合いしたり、挙句の果てに謝罪するケースが多々見受けられます。日常から学校現場と十分連携をとり、早期解決を図るような取り組みが必要かと思います。

また、不登校につきましては、減少しないと、幾ら活動を強化し対策したといっても、 解決しなければ成果と評価につながらないと思います。

このことを十分念頭に今後の対応について、ぜひよろしくお願いいたしまして、私の 質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(谷口 整) これで、垣内秋弘議員の一般質問を終わります。

次に、山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

○2番(山本 精) 通告に従いまして、山本精が一般質問を行います。

まず、1件目は防災対策について、指定避難所の環境整備についてです。

今年の夏は全国各地で記録的な猛暑が続きました。命の危険を感じる暑さは災害級の ものになっていると気象庁も呼びかけました。宇治田原町も例外ではなく、猛暑を通り越 して酷暑という状況でありました。

そこで、指定避難所になっている小・中学校の体育館や住民体育館も、窓を開けていても外部温度の高さが影響し高温になっていました。酷暑の中で、冷房施設のない体育館の中で避難生活が送れると思っていますか。

また、平常時にクラブ活動などでの体育館利用も、酷暑の中、休み休みの練習などを 行っている状況であると聞いています。中学生が熱中症で搬送されたということも聞いて います。

そこで、指定避難所である小・中学校の体育館や住民体育館に冷暖房の設置を求めま すが、町の考えをお聞きいたします。

- ○議長(谷口 整) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) もともと体育館は運動競技を行うことを目的とした施設であり、 その性格からも冷暖房設備は設置しておりません。

また、既存の体育館に空調を設置することは、設備機器、室外機等の設置により新たな荷重が生じることから、構造上の検討が必要となり、結果として設置費用や電気代等の費用も非常に高額となることが想定されます。

猛暑の中、避難生活が長期化するようなことがある場合には、状況に応じて施設内の 空調がある部屋等に一時的に移動していただくなど、体調不良等にならないような対応策 を考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 山本議員。
- ○2番(山本 精) 今言われましたけれども、指定避難所になっている体育館へのエアコン設置には、総務省の緊急防災・減災事業債が活用できます。この地方債は東日本大震災を受け2012年度に創設された制度で、17年度からは熊本地震の教訓から指定避難所へのエアコン設置も対象となりました。充当率100%なので、初年度に一般財源が必要なく、元利償還の70%が交付税措置されるため、実質的な地方負担が30%になる有利な制度です。また、冷房に係る電気代についても、国が来年度から所要額の見込みを普通交付税に適切に措置するとしています。

実際、埼玉県朝霧市では、この緊急防災・減災事業債を活用して、2017年度からエアコンの設置を始めています。総事業費を約10億円と見込み、市内15校の全体育館と3つの武道場の計18施設に整備します。小学校を先行しており、今夏に設置された小学校では2学期の始業式をクーラーが効いた中で行えました。そういう点で、教育的観点からも必要なことだと思います。

このように、行っている自治体が出てきています。ただし、現時点では2020年度 までの制度となっています。ぜひ本町でも、この緊急防災・減災事業債を活用して、指定 避難所に空調設備の設置を求めます。町の考えをお聞きいたします。

- ○議長(谷口 整) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設として、空調設備が緊急防災・減災事業債の対象事業となっていることは承知しているところですが、それでもなお多額の一般財源の支出を伴うことは明白であります。

先ほども申し上げましたとおり、既存の設備の活用等も視野に入れる中で、柔軟かつ 的確な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 山本議員。
- ○2番(山本 精) 多額の一般財源の支出を伴うと言われますが、今後もやっぱり夏は 酷暑が続くと予想されています。緊急を要する問題だということからも、実際にどれだけ 財源が要るのか、見込みを作成してもらって、小・中学校や住民体育館への冷房設備の整 備を求めまして、次の防災訓練について質問します。

先日の防災訓練で、皆さん本当にご苦労さんでございました。当日は9時に防災訓練のサイレンが鳴り、9時3分に避難勧告が出されました。と同時に、その同時刻には宇治田原小学校運動場に避難して来られた住民がおられます。

たとえ訓練であっても、しっかりと住民に訓練のやり方などを徹底してお知らせするなど情報伝達、これは非常に重要であると思います。もっと実際を想定した訓練が必要ではないかと思いますが、町の考えをお聞きいたします。

- ○議長(谷口 整) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 11月18日に実施しました総合防災訓練につきましては、参加いただきました各自主防災会の会長さんと情報伝達も含め、訓練内容につきまして何度も打ち合わせを重ねる中でご協力をいただいた経過がございます。

避難訓練に参加される方は、会場である小学校運動場からすぐ近くにお住まいの方か

ら数十分を要する方までさまざまおられますので、避難勧告の発令とほぼ同時刻に避難者 がおられたとしても全く問題はなく、実際の災害を想定した実りのある訓練が実施できた ものと考えております。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 山本議員。
- ○2番(山本 精) 今、実際の災害を想定した実りのある訓練が実施できたものと考え ておりますという答弁でありますが、しかし、早く集まった住民の皆さんは9時から10 時の間の1時間、集まったけれども、今一体何をしているのか、その説明もないままただ ぼうっと待っている、そういうような状態でつらかったという話も聞いています。

実際、この時間に対策本部の情報をもっと詳しく知らせるとか、防災の話をするとか で、時間の有効活用をしてはどうでしょうか。町の考えをお聞きいたします。

- ○議長(谷口 整) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 9時から10時につきましては、先のご質問にもありました訓練に参加される方の避難時間帯でもあり、できる限り参加者にも観覧、また訓練参加していただくように進行を考えたものでございます。

主催者側といたしましても、できる限りマイクを通し説明を入れさせていただきましたが、今後も、さらに自主防災会の皆さんと協議をさせていただく中で、意義ある訓練としてまいりたいと考えますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(谷口 整) 山本議員。
- ○2番(山本 精) 今、できる限りマイクを通し説明を入れたということですけれども、ほとんど集まった住民の方は何をやっているのかわからないような状況の中での避難時間帯であったと話されておられます。

先ほども質問しましたが、せっかく集まってきていただいているのですから、この時間帯に実際に起きた状況を想定しての情報伝達や集まって何をするかなど、具体的な防災に関する話をするなど、もっと有効に活用してはどうかと考えますが、いかがですか。

- ○議長(谷口 整) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 今回の総合防災訓練につきましては、住民参加型の訓練に重き を置きながら、各自主防災会の皆さんと協議をする中で実施計画を作成しました。災害時 には状況を判断した上で、避難場所等へ避難することが最も大事であります。

こうした避難訓練を積み重ねることによりまして、有事の際に慌てず行動に移せ、減 災にもつながると考えております。 ご質問にありました時間の活用につきましては、訓練内容や時間配分など参加される 方にとって有意義な訓練となりますよう、防災関係機関とも十分協議する中で、充実して まいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

- ○議長(谷口 整) 山本議員。
- ○2番(山本 精) 今言われました、ぜひとも実際に災害が起きたことを想定した訓練、 そういうふうな防災訓練になるように求めまして、次の質問に移ります。

2件目です。次に、町職員の障がい者雇用について質問いたします。

先の国会で、中央省庁や自治体が法律で義務付けられた障がい者雇用数を水増しして いたとして批判がされていました。

障害者雇用促進法では、民間、行政機関に対し、一定の割合以上の障がい者を雇うよう義務づけており、今年4月にはその基準、法定雇用率が民間企業では2.0%から2.2%、行政機関では2.3%から2.5%と引き上げられています。

現在、町職員の障がい者雇用の実態はどうなっていますか。

- ○議長(谷口 整) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 中央省庁や地方の行政機関で障がい者雇用の水増しが大きな問題となったところですが、既に新聞等で公表されていますとおり、本町におきましては、国の基準に基づき、障害者雇用促進法の規定による障がい者の雇用義務人数は達成しているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 山本議員。
- ○2番(山本 精) 9月20日の京都新聞の報道によりますと、宇治田原町は2.4 4%で、雇用義務人数で達成とあります。伊根町、向日市、井手町が3%台で高水準であ り、2.74%だった福知山市は、各部に1人採用するなど対応が奏功した。2020年 には雇用率を3.20%に引き上げる計画で、今後も積極採用すると報道されています。

本町でも、さらに積極的に障がい者雇用を増やすことが必要と考えますが、町の方針 についてお聞きいたします。

- ○議長(谷口 整) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 本町では、本年12月号の広報うじたわら「町民の窓」でお知らせしていますとおり、職員の定員管理につきまして年次計画を作成し、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、民間委託の活用を図り、人員の適正配置に努めるとともに、今後の行政需要の動向を勘案しながら、極力増員を抑制しているところでございます。

年次計画の数値目標は平成30年度に達していますことから、新たな採用は、現時点では予定していないところでございます。

今後につきましては、障害者雇用促進法の趣旨を十分理解した上で、職員採用を考えてまりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

- ○議長(谷口 整) 山本議員。
- ○2番(山本 精) 今、障害者雇用促進法の趣旨を十分理解した上、職員採用を考えて まいりますとのことですが、今、宇治田原町でも障がい者を持つ親の方は民間での就職も かなわず、親が亡くなったら、この子の将来はどうなるのか心配という方もおられます。 また、そういうことも聞いています。

そういう点からも、ぜひ町が率先して町職員の障がい者雇用を増やすよう求めまして、 私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(谷口 整) これにて、山本精議員の一般質問を終わります。 暫時休憩をいたします。再開は3時20分に再開をしたいと思います。

休 憩 午後 3時11分

再 開 午後 3時20分

○議長(谷口 整) 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場哉議員の一般質問を許します。馬場議員。

○7番(馬場 哉) それでは、馬場哉が通告に従いまして3件の質問をさせていただきます。

まず、1件目ですけれども、消費税の税率改定に伴う影響についてです。

まず、上下水道料金については、先ほど垣内議員への答弁で上下水道料金については、 消費税の税率改正分を転嫁するとの答弁でしたので、1回目の質問は省略をいたします。 住民の皆様にご理解をいただけるよう、周知をよろしくお願いしたいと思います。

それに関連して、2問目ですけれども、水道事業についてお聞きをしますが、地方においては、人口減少が進んでいることを要因として、今後は事業の運営が厳しくなっていくと聞きます。安心・安全な水の供給のためには、料金制度の見直しを迫られている自治体もあると聞くが、本町の現状についてお聞きをいたします。

- ○議長(谷口 整) 青山課長。
- ○上下水道課長(青山公紀) 全国の水道事業は、現在、普及率が98%で、安全でおい しい水の供給を達成しています。
 - 一方で、水道事業の経営は市町村が原則であり、全国的に将来の人口減少に伴う給水

収益の減少、また、水道施設の老朽化等の課題に直面していることから、水道の基盤強化 を図るための改正水道法が今国会で成立したところでございます。

本町水道事業の運営状況につきましては、これまで高尾地区の飲料水供給施設と奥山田地区の簡易水道施設の上水道事業への統合や施設管理費の削減など、経営の効率化を図ってきており、また、給水収益を見ますと、給水人口は減少しているものの、企業活動による給水量の増加により、平成27年度には減収から増収へと好転し、ピークであった平成14年度の給水収益に届くところとなってきました。

しかしながら、今後長期的には大幅な給水収益の増加は見込めず、老朽水道施設による管理経費や大規模災害への対応等の施設更新経費などは確実に増えてまいり、他の自治体と同様に厳しい状況を見込まなければなりません。

このような状況の中、京都府におきまして、将来にわたる安心・安全な水道水の供給体制を築くため、府内全域の水道事業の方向性を示した京都水道グランドデザインが11月に策定されたところであり、この策定を受け、本町におきましても、将来の水道事業の課題に対応するため、アセットマネジメントを含む経営戦略を策定する予定です。

将来にわたる持続可能な水道事業経営に向け、引き続き経営基盤の強化に取り組んで まいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(谷口 整) 馬場議員。

○7番(馬場 哉) ただいまの答弁で、将来にわたる持続可能な水道事業は町民や企業の願いであり、引き続き経営の効率化や民間手法の導入、広域圏での連携を実行していただくのはもちろんですが、策定予定の経営戦略を念頭に置いて事業計画を実行し、形のあるものにすることが水道事業の健全な運営につながるという説明を理解させていただいて、2つ目の質問事項に移りたいと思います。

質問事項の2つ目、消費税のその他の影響ですけれども、上下水道料金については消費税の改正分を転嫁するとの答弁でした。その他の行政施設使用料や手数料はどうするのか。事業運営で電気代や用紙代金等は役場が仕入れをする段階で2%増税分の経費が増えることになります。

消費税率の改正分を受益者に負担をお願いするのか、もしくはしないのか。転嫁を見送ったことによって生じる使用料、手数料等の収入不足分は、結果として町民の皆様の税金で負担していることになってしまうが、どうでしょうか。

○議長(谷口 整) 矢野課長。

○企画財政課長(矢野里志) 施設の使用料や手数料等につきましては、以前から物価の

上昇や類似施設、近隣市町との料金設定バランス等を勘案しながら必要に応じて検討して きており、消費税率の引き上げをもって、すぐに転嫁するべきものではないと考えるとこ ろであります。

しかしながら、その経費分について、適切な負担を求めるべきかどうかについては、 過去の経過を踏まえた上で検討したいと考えているところであり、今後、消費税の転嫁に 関して、国や京都府から通知や指導があると想定されることから、それらに留意しつつ、 適切に対応してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げ ます。

○議長(谷口 整) 馬場議員。

○7番(馬場 哉) 本来ならサービスを受ける方に負担をしていただくものだと思うが、 なお一層の行政改革で現状維持ができないかをよく検討して、結論を出していただきたい と考えます。

さて、消費税率改正の間接的な影響という点では、同時に実施される幼児教育・保育の無償化があります。

与党は17年10月の衆議院選挙で消費税収の一部の使い方を変えて実現すると公約で訴え、選挙の勝利を受けて、政府は17年末にまとめた新しい経済政策パッケージに幼児教育無償化を盛り込みました。

保護者の負担を軽減し、子どもを産み育てやすい社会を実現する充実した制度の確立 こそ、少子化に対する最良の方策であることは結論を待たないと考えます。

幼稚園や保育所は子どもを預ける人が払う利用料と国・府や自治体の財源で運営しているが、政府の施策は保育料をなくすとするもので、その分のお金を補う必要が生じるが、 政府は自治体にも負担を求める案を提示しています。

制度の実施に伴い保育需要が高まる中で、自治体においては、保育士不足や保育環境の改善など解決しなければならない課題がある中で、想定していなかった無償化による自治体負担は財政を圧迫するほかならない。よって、初年度だけ全額国費とする政府の考え方は、自治体が存続をかけて取り組んでいる地方創生の観点から見ても、納得できるものではありません。

こうしたことから、幼児教育無償化は国が提唱した施策なので、必要財源は国の責任 において全額を国費で確保するよう、町としても意見するべきであると考えるがいかがで しょうか。

○議長(谷口 整) 矢野課長。

○企画財政課長(矢野里志) 幼児教育の無償化につきましては、国策として提唱された ものであり、国が責任を持って行うべきものであり、地方自治体にその負担を求めるべき ものではないと考えるところであります。

現在、国において、この財源問題が議論されているところであり、11月20日に全国町村会長から関係府省3大臣宛てに意見書を提出、11月28日には全国町村長大会に町長も出席を行い、財源問題も含め、国の一元的な責任において行うよう、決議及び重点要望を行ってきたところであります。

財源問題につきましては、全国の市町村と共通する課題でもあることから、今後も引き続き要望活動等を行ってまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(谷口 整) 馬場議員。
- ○7番(馬場 哉) 政府の言い分は消費税の増収分は自治体にも配分されるので、無償 化費用を負担できるとのことだが、地方消費税は保育をはじめとする子育て、教育や医療、 高齢者福祉等に必要な財源として地方が活用すべきものであるので、幼児教育無償化の財 源については、地方の負担をなくすよう引き続き要望活動を行っていただきたいと思いま す。

これとは別に、増税後の消費の冷え込みに対応する施策として、クレジットカード決済に伴うポイント還元との案が出ています。この仕組みは電子化された取引になじみのない高齢者の方やクレジットカードを持っていない消費者、地方においてはクレジット専用端末を持たない店舗が多いなど、公平性が保てるのか疑問があります。国民のあらゆる人が受益できるような制度にするべきものであるとの感想を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

2件目の質問ですが、新名神宇治田原インターチェンジアクセス道路についてお聞き をいたします。

平成35年開通予定の新名神道路宇治田原インターチェンジには、立場林道を通り宇治方面から、宇治木屋バイパスで和東方面から、国道307号線を通り滋賀方面からもアクセスが予想されます。城陽方面に向かう国道307号線も拡幅が計画されていると認識をしています。これらのアクセス道路の供用予定についてお聞きをいたします。

- ○議長(谷口 整) 黒川部長。
- ○まちづくり整備推進担当部長(黒川 剛) 新名神高速道路(仮称)宇治田原インター へのアクセス道路については、現在、京都府において事業を実施していただいており、新

名神開通にあわせ、平成35年度の供用開始に向けて取り組んでいただいております。

インターチェンジアクセス道路整備としまして、インターチェンジから国道307号までの区間や、その交差点となる宇治木屋線南バイパス交差部から城陽市側の国道307号拡幅、また、和東町への犬打峠のトンネルや新庁舎への宇治田原山手線整備を、京都府において現在事業実施していただいております。

新名神事業をまちづくりの核として考えている本町にとりまして、非常に重要な道路 整備でございますので、我々も京都府とともに、1日でも早い完成を目指し、事業推進に 鋭意取り組んでいるところでございます。

- ○議長(谷口 整) 馬場議員。
- ○7番(馬場 哉) 高速道路整備にあわせたインターチェンジアクセス道路などの周辺 道路の整備は、円滑な自動車交通の確保や物流の効率化など、道路そのものの整備効果の みならず、その効果を最大限に生かした地域づくりができ、活性化にもつながると考えま す。起点と終点を同じとする2本の府道化が難しいのは私も理解をしています。

本町住民にとって、高速道路ができて便利になるのは大変ありがたいことですが、一方で、宇治田原インターチェンジをおりて立場林道から宇治方面に向かう車両が増え、混雑するのではないかとの懸念があります。

高速道路開通のインパクトを最大限に生かすため、京都府や関係市町と検討なり勉強 会の広域連携を進めるべきであると考えますし、議員活動として認識の共有を働きかけて いこうと考えているところです。

以上で、この件の質問を終了して、次の3件目の質問に移ります。

3件目は、町内在住の外国人についてです。

先ほど浅田議員の質問にもございましたので、内容を少し省略いたしますが、29年末で京都府内に在住されている外国人は約5万7,000人、工業団地管理組合にお聞きしますと、工業団地全体で就労されている方のうち、約110名が町内で在住されていると聞きます。

外国人住民に的確な行政情報、行政サービスを提供することについて確認をさせてい ただきます。

- ○議長(谷口 整) 奥谷部長。
- ○総務部長(奥谷 明) 行政といたしましては、浅田議員のご質問にもお答えいたしま したように、これまでも、ごみステーションへの外国語表記やホームページ等の広報媒体 の多言語化等に取り組んできたところですが、今後とも、外国人住民の生活ニーズに沿っ

た情報提供の充実に努めてまいりたいと考えております。

- ○議長(谷口 整) 馬場議員。
- ○7番(馬場 哉) 住民に行う災害時の情報提供の手段としては、スマートフォンなど の携帯端末が非常に有効であると考えます。これは翻訳も自動で行うので、外国人住民の 方には的確な手段と考えられますので、今後もシステムの充実をお願いしたいと思います。

さて、少子高齢化が進む中で、働き手の不足は景気に左右される問題ではなく、構造 的なこととして考えると、今後も日本に在住する外国人は増え続けていくと見られます。

国会で審議されている法案が通りましたけれども、工業団地の企業でも受け入れ人数が多いと聞く技能実習生の滞在は最長で10年まで延長が可能です。政府が提唱する外国人との共生社会は、本町においても他の地域から取り組みを学び、その実現に向け進めていかなければならないと考えます。

私もどのように進めていくのがいいのか明確にわかるわけではございませんが、要は 信頼関係の構築ではないかと思います。外国人を受け入れ、宿舎等を用意する企業と地域 社会との連携推進のため、行政としても状況を把握した上で、必要ならば協定する場を設 ける考えはないでしょうか。

- ○議長(谷口 整) 奥谷部長。
- ○総務部長(奥谷 明) 外国人住民の皆さんには、言葉や習慣、制度の違いで困り事が 起こらないよう、情報提供をはじめとした配慮が必要ですが、一方で、地域社会を構成す る住民として守るべき事柄を理解していただけるよう求めながら、多文化共生の地域づく りを行っていくことが必要であると考えております。

行政といたしましては、第一義的には雇用主である事業所が責任を持って対応いただくことが重要であると認識しており、現段階で協定を結ぶことは考えてはおりませんが、 今後、状況を十分に把握する中で、各自治会、商工会、工業団地管理組合などとも連携を 図ってまいりたいと考えております。

- ○議長(谷口 整) 馬場議員。
- ○7番(馬場 哉) 本町でも目立ってきた空き家を外国人受け入れ宿舎として活用されることは、今後も増えていくのではないかと考えます。

雇用主である事業所が責任を持って対応いただくのが重要であることはわかっているが、そこを任せっ切りでいいのかということです。

協定と大層な言葉を使いましたが、行政としても、企業や事業所、関係団体等と積極 的な連携を図っていただければ、共生社会の地域づくりがスムーズに運ぶと考えます。 その上で、私たち住民も、外国人住民の方々も、お互いの文化、習慣を理解し、共生 社会づくりを進めていければと思いますし、例えば町内で行われるイベントなどで、出身 国の料理などを紹介していただくようなことがあれば、交流の機会にもなるのではないで しょうか。

先日もテレビ放映されていましたが、今や外国人がいなければ立ち行かなくなりつつ ある日本、課題を乗り越え、ともに生きていくために、地域、企業、行政に何が必要なの かを考えていかなければならないとの思いを申し上げて、私の質問を終了いたします。あ りがとうございました。

○議長(谷口 整) これで、馬場哉議員の一般質問を終わります。

続きまして、原田周一議員の一般質問を許します。原田議員。

○6番(原田周一) 本日の質問も8人目ということで、いつもどおり最後となりました。 大変お疲れやと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、6番、原田周一が、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、森林管理経営についてでございます。

町における森林管理経営についてということで、森林管理法が本年5月25日、国会で可決、成立しました。平成31年4月1日施行され、新たな森林管理システムがスタートすることになりました。

私は、過去に本町の水源が地下水であるため、水源涵養の観点から山の保全、伐採について質問もさせていただきました。

今回成立した法律の趣旨としては、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで、林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村がみずから経営管理を行う仕組みを構築するというものであります。

そのために、1つには、森林所有者に適切な経営管理を促すため、適時に伐採や造林、保育を実施する経営管理の責務を明確化するとともに、市町村は区域内の森林について経営管理が円滑に行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるとされています。

2つ目には、森林所有者みずからが適切な経営管理を実行できない場合、市町村が経 営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する。

3つ目には、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町 村が経営管理を行うとされています。 再委託できない条件の悪い森林を受けた場合、財政規模の小さい本町では、経済的、 また、投入する町職員の人数といった面から見ると、相当大きな負担となることは明白で あります。

昨年12月に森林環境税が閣議決定されました。2024年度から課税されることになり、翌年度以降の税収額は約600億円が見込まれ、その全額が都道府県や市町村に配分されます。森林現場の課題に早期に対応するため、新たな森林管理システムの施行にあわせ、2024年度の課税に先行して、平成31年度から税の配分が予定されています。

町有林や生産森林組合などの各財産区が管理する山林については、過日の私の質問でも管理されているとの答弁でしたが、問題は個人所有の私有林の管理であります。中でも、町外在住の山林所有者が管理、整備を継続的に実施されるかどうか大いに疑問の残るところでもあります。

再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、町が経営管理を実施することに対し、財政面、人的な面から、どのような見解をお持ちか、お尋ねいたします。

○議長(谷口 整) 木原課長。

○産業観光課長(木原浩一) 平成31年度からスタートする新たな森林管理システムに つきましては、切って、使って、植える森林循環の新たな時代に入ってきたこと、長期的 な林業低迷、世代交代による後継者不足と境界の不明確化などの一方で、林業経営者の7 割が規模拡大の意向があるという背景から、本年5月に森林経営管理法が制定され、次年 度から新たな森林管理システムを運営していくこととなりました。

この森林管理システムは、ご質問にありました3つの点、森林所有者の責務の明確化、森林経営の第3者の再委託、そして再委託できない森林の町管理を行うこととなっており、このシステムの創設を踏まえ、市町村が実施、運営する森林整備等に必要となる財源に充てるため、森林環境譲与税が次年度から配分される予定であります。

ご質問の第3者へ再委託できない森林の町管理に伴う本町の実施体制についてですが、本町は総面積の約75%を森林が占めており、森林は林産物の供給をはじめ、国土の保全、水源涵養、保健休養の場の提供など、多様な役割を持っており、その維持、保全が大変重要であり、また、町内の森林管理の状況から、本町といたしましても、新たな森林管理システムの運用の必要性を認識するところでございます。

府内市町村を対象とした説明会等では、地域林政アドバイザー制度の活用など基本的な考え方は示されていますが、市町村それぞれの状況により、実施体制はさまざまになる

ことと思います。

今後は、京都府から新たな森林管理システムに関する情報、意見をいただき、来年度 の予算編成において、管理システムの運用の具体的な取り組み内容を検討し、実務体制を 庁内で協議してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(谷口 整) 原田議員。
- ○6番(原田周一) それでは、2回目の質問をさせていただきます。

本町は森林面積が75%を占め、その維持、保全が大変重要であるとのことで、私も全く同感であり、新たな森林管理システムの必要性を感じているとのお答えでした。

今後、情報収集などを通じて、次年度予算で具体的取り組みの検討を行うとのことで、 よろしくお願いいたします。

今回の法律では、必ずしも所有者の同意がなくても、町の勧告、裁定によって、50年間は経営管理できるという条項もあります。一般的に樹木も50年程度では成長余力がまだまだあると言われ、二酸化炭素の吸収も50年以上の樹木が大きいと言われており、また、水源涵養の面でも浸水性、透水性がすぐれているとされています。

長年育てた樹木の伐採において、材木価格が安過ぎて利益が出ない。また、再造林に おいても数十年はかかるため、管理していくにも多くの経費、労力が必要と思います。

先ほど述べましたように、問題は私有林の管理であります。町長は以前、森林組合の組合長の経験もお持ちです。来年4月1日から施行予定の管理システムを通じ、私有林の管理に関する見解など、お聞かせ願います。

- ○議長(谷口 整) 西谷町長。
- ○町長(西谷信夫) 森林組合長という経験のお話がございましたけれども、十数年となりますので、また環境が変わってきているというふうに思います。

先ほどの課長答弁でもありましたように、長期的な林業経営の意欲低下など、林業を取り巻く環境から森林の経営や管理が適切に行われていないことから、新たな森林管理システムとして、第3者への森林経営管理の再委託、市町村がみずから私有林を管理できるようにした森林経営管理法が本年5月に制定され、次年度から施行されることとなったところでございます。

本町の林業を取り巻く状況を見ましても、同様に全国的な課題に直面してきており、 特に森林を多く抱える本町におきましては、当該法が目的としている森林の適正管理は非 常に重要であり、新たな管理システムに期待もするところでございます。

議員ご質問の新たな森林管理システムを通じての私有林の管理についてですが、事務

処理的にはその詳細な手引が通知されていますが、私有林の今後の管理については、所有者の方の管理が促進するものか、経営意欲のある第3者の方への再委託できるものなのか、また、町みずからが管理するとなるものなのか、現状ではどのように進んでいくものなのか予測が困難な状況にあります。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、適正な森林管理の重要性から、また、 林業の活性化につなげるためにも、まずは今回制定された森林経営管理法に基づく新たな 森林管理システムの制度を森林所有者の方へ十分周知してまいりたいと考えておるところ でございます。

当該制度を次年度から運用する中では、私有林管理の課題も出てくるかと思いますが、 適切に対応してまいり、森林が持つ多様な役割の維持、また、森林の2次災害発生の未然 防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げま す。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 原田議員。
- ○6番(原田周一) ただいまの答弁で、来年4月からの施行で、まだまだ不透明な部分 もありますけれども、面積の75%が森林で、そのうちの70%が個人による私有林であ るということをお聞きしていますので、午前中、松本議員からもありましたように、山林 荒廃に至らないように、くれぐれもお願い申し上げまして、この質問を終わりたいと思い ます。

それでは、2問目の水道事業の広域化についてご質問いたします。

現在、京都府では、各自治体の水道事業における現状分析や課題等について、市町村 水道事業連絡会議にて意見交換されていると聞いております。また、課題解決のための方 策として広域化についても検討されており、近く広域的連携等推進協議会が設置される予 定と聞いております。

京都府の人口は2035年には2015年と比べると約1割減少し、特に人口1万人以下の自治体において2、3割程度減少するとの見込みもあります。

人口減少により、水道事業の収益も給水量の減少に伴い減収につながるため、今後さらなる経費節減などによる経営の効率化とともに、収入の確保を図らないと、現行の水道 事業の運営基盤の維持が困難な状況になることが予測されます。

現在の本町の水道経営状況としては、今回提出された水道事業予定損益計算書(第1号補正)においても、当年度純利益として1,000万強が出ていますが、資本的収支は

約1億円弱のマイナスになっており、今後、資本的経費はさらに大きくなっていくと考えられます。

本町の水道の品質は、職員各位のご努力によりまして、高品質に保たれており、住民に対し安全・安心な水が給水されていると評価しております。先ほどの広域化で、管路や施設の統合などになった場合、現状の水の品質保持ができるか懸念しております。

広域化に向けては、水質試験、資機材などの共同購入などによりコストダウンなどのメリットはありますが、京都府下の水道事業者間においても、立場や考え方により、温度 差があるとの声も聞いております。

今後予測される厳しい経営環境の中で、従来どおりの安心・安全な給水をするため、 広域化に向けての考え方をお聞きいたします。

○議長(谷口 整) 青山課長。

○上下水道課長(青山公紀) 水道事業の広域化につきましては、平成16年6月、国において策定された水道ビジョンにおいて、新たな概念の水道広域化の推進が示され、平成20年8月には、水道広域化検討の手引が策定されましたが、料金や財政状況、施設整備水準等の事業体間格差が課題、阻害要因となり、広域化の必要性は理解するものの、検討を行っているのが全国の水道事業体の2割程度と、今まで広域化は進みませんでした。

ご質問のとおり、全国的に将来の人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化等の課題に直面しており、水道事業の基盤強化に取り組むため、広域連携、官民連携の推進などの改正水道法が、先ほども申し上げましたが、今国会で成立したところでございます。 今後は、水道事業運営の広域化は進んでいくものと思われます。

このような状況の中、京都府内の取り組みとしましては、京都府が策定した京都水道 グランドデザインに基づく市町村水道事業連絡会議の設置により、府先導のもと、南部地 域の水道事業体で広域化の検討が始まったところです。

今後におきましては、水道法の改正に伴い、議員ご指摘のとおり、京都府においても 広域的な連携を推進していくための法定協議会が設置されることとなります。

このように、京都府の水道事業の広域化につきましては、検討が始まったところであり、今後は連絡会議、法定協議会において検討が進められますが、現状におきましては明確な方向性が定まっているものではございません。

いずれにいたしましても、水道事業者としての責務は変わるものではありませんので、 将来にわたり安心・安全な水道水の供給に取り組んでまいる所存でございます。

○議長(谷口 整) 原田議員。

○6番(原田周一) それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今後、広域化が実現するものかどうか、現在明確な方向性は定まっていないとのお答えで、今後の法定協議会などで検討されていくとのことで、私もそのとおりだと思います。

今月6日に衆議院で改正水道法が可決、成立しました。これは、1957年に水道法 が制定されて以来の改正で、水道民営化法とも呼ばれています。

2016年秋に、厚労省の委員会で報告書がまとめられ、そのことが私の耳に入ったとき、それまで城南衛生管理組合議員として、折居清掃工場の新工場建設の件で、運転部門の民間委託(PFI)導入について、契約期間や資金面、技術の蓄積などさまざまな問題について議論してきた経過があり、水は命に直結するとの思いから、当時、海外の状況を調査したことがあります。そのことは、水質の問題、料金の問題など、ここ数日各紙報道されているとおりでございます。

今回の改正では、今後経営悪化が懸念される水道事業の基盤強化が目的ですが、自治 体が水道施設の所有権を持ったまま運営権を長期間民間に売却する仕組みになっています。

京都府南部の多くの地域には、府営水道が供給されています。府の進めようとしている広域的な連携は、府主導で進んでいくと思います。

本町の水道料金は、京都府下で平均を少し下回る金額になっています。また、配水管路の延長も、本町の地形から都市部の人口密集地に比べ、非常に長くなっているのが現状です。

問題として、人口減少と施設の老朽化はセットであり、設備の老朽化、更新投資に対する対応には相当な費用が必要で、今のところ、他会計からの繰り入れなどは発生していませんが、人口の問題、施設の更新など考えると、将来が懸念されるところです。

現行の水質、また料金などの維持のため、持続可能な水道事業体のあり方について、 当局のお考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(谷口 整) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) 本町の上水道は昭和47年7月に給水を開始して以来、安心・安全、清浄な水道水を住民の皆さんに供給しているところでございます。

水道事業は全国的に将来の人口減少に伴う給水収益の減少や、水道施設の老朽化等の 課題に直面していることから、水道の基盤強化を図るための改正水道法が今国会で成立し たところでございます。

今後、本町におきましても、水道を取り巻く環境が変化する中で、将来にわたって安心・安全、清浄な水道水を安定的に供給できる持続可能な水道事業とするため、適切な資

産管理(ストックマネジメント)の推進、水道料金適正化の促進、そして、改正水道法の 目的である広域連携並びに官民連携推進の検討が必要となってきています。

そのような状況の中で、以上の課題を包括的に検討する経営戦略策定に取り組むところであります。

水道事業者の責任として、健全で持続可能な水道事業経営のため、引き続き経営基盤 強化に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- ○議長(谷口 整) 原田議員。
- ○6番(原田周一) 今回成立しました法案は、深い議論がされることなく可決されました。

先ほども申しましたように、水は命に直結するものであるため、今後の対応をしっかりお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長(谷口 整) これで、原田周一議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

◎議案第79号~議案第81号の一括上程、説明、質疑

○議長(谷口 整) 会議規則第37条により、日程第2から日程第4まで、議案第79 号から議案第81号までの3議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、議案第79号から議案第81号の3議案につきまして、 一括してご説明申し上げます。

議案第79号、社会資本整備総合交付金事業 南北線道路工事(その2)請負契約の 締結につきましては、安全で災害に強い道路整備を計画的に進め、新市街地ゾーンとの連 絡を図るため町道南北線の道路工事を行うもので、11月27日に一般競争入札を行いま した。

この入札の結果、6,922万8,000円で山本健土木興業株式会社宇治田原営業 所が落札し、12月3日に仮契約を締結したところです。

この仮契約は、今回の本議案をご可決いただきました後に本契約として成立するものでございます。

つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2

条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第80号、宇治田原町新庁舎建設工事請負契約の締結につきましては、現庁舎の施設、設備の老朽化や狭隘化、耐震性能及び危機管理面、そしてバリアフリーへの対応等の課題を解決するため、災害発生時の拠点施設として機能をあわせ持つ新庁舎建設工事を行うもので、11月30日に一般競争入札を行いました。

この入札の結果、15億2,820万円で公成建設株式会社が落札し、12月5日に 仮契約を締結したところです。

この仮契約は、今回の本議案をご可決いただきました後に本契約として成立するものでございます。

つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2 条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規 定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第81号、宇治田原中央公園調整池整備工事請負契約の締結につきましては、新庁舎建設に伴い、隣接する区域に防災機能を有した都市公園を整備するに当たり、先立って流域河川である袋谷川並びに糠塚川への雨水排水の過度の流出を防ぐために、調整池の整備工事を行うもので、11月30日に一般競争入札を行いました。

この入札の結果、1億405万8,000円で株式会社本田建設が落札し、12月5日に仮契約を締結したところでございます。

この仮契約は、今回の本議案をご可決いただきました後に本契約として成立するもの でございます。

つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(谷口 整) 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行いま す。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号から議案第81号までの3議案全てを総務建設常任委員会に付託をすることにいたしたいと思います。これに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認め、ただいま申し上げましたとおり、3議案につきましては、総務建設常任委員会に付託をすることと決定をいたしました。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散 会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定を いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次回は12月19日午前10時から会議を開きますので、ご参集いただきたいと思います。

本日は長時間お疲れさまでございました。

散 会 午後 4時18分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

 議
 長
 谷
 口
 整

 署
 名
 議
 員
 山
 内
 実貴子

 署
 名
 議
 員
 藤
 本
 英